

うきは市告示第62号

令和5年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年6月5日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和5年6月16日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	伊藤 善康君
野鶴 修君	江藤 芳光君

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和5年6月16日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第2号から報告第7号まで6件、議案第25号から議案第33号まで9件、請願第1号から請願第2号まで2件、陳情第3号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第12 報告第7号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第13 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市税条例の一部改正について)
- 日程第14 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第15 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について)
- 日程第16 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度うきは市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第17 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度うきは市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第18 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度うきは市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第19 議案第32号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第20 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第2号から報告第7号まで6件、議案第25号から議案第33号まで9件、請願第1号から請願第2号まで2件、陳情第3号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第12 報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第13 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）
- 日程第14 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第15 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第16 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第17 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第18 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第19 議案第32号 令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）
-

出席議員（14名）

1番	榎藤 英樹君	2番	高木亜希子君
3番	高松 幸茂君	4番	樋口 隆三君
5番	組坂 公明君	6番	佐藤 裕宣君
7番	竹永 茂美君	8番	岩淵 和明君
9番	熊懷 和明君	10番	中野 義信君
11番	佐藤 湛陽君	12番	伊藤 善康君
13番	野鶴 修君	14番	江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	浦 聖子君	記録係長	宮崎 恵君
記録係	上村 貴志君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君	林政係長	伊藤 翼君

午前 9 時 00 分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは改めまして、おはようございます。早速これより令和 5 年第 2 回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 13 番、野鶴修議員、1 番、権藤英樹議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（江藤 芳光君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 6 月 16 日から 6 月 27 日までの 12 日間といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 6 月 16 日から 6 月 27 日までの 12 日間と決定いたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第 3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しています諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

3 月 20 日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されています。

以下、各会議等が開催されておりますので、御報告申し上げます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本 6 月定例会は、報告案件のほか、補正予算や条例改正などに関して御審議をお願いするわけですが、3 月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手

元の資料の配付に代えさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第2号から報告第7号までの6件、議案第25号から議案第33号まで9件、請願第1号から請願第2号までの2件、陳情第3号1件、以上を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和5年第2回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

5月に入りまして次第に気温も上昇し、日差しが強い日も増えてまいりました。5月29日には、日本気象協会から九州北部の梅雨入りが発表されました。平年より6日早く、去年より13日早い梅雨入りとお聞きをしております。また先月下旬には、5月としては過去2番目の猛烈な強さまで発達した台風2号が発生したところがございます。日本列島への上陸は免れ、九州地方には直接の被害はなかったものの、四国、近畿、東海、関東の広い地域で大雨による大きな災害が発生をいたしました。ここにお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますところがございます。

近年、我が国においては、毎年地震、台風、集中豪雨、火災など様々な災害が多発しており、御承知のとおり福岡県では、平成29年から令和3年まで5年連続で大雨特別警報が発令され、昨年は8月24日にうきは市において記録的短時間大雨情報の発表、そして9月18日には大型で猛烈な台風14号が襲来するなど、災害の規模は激甚化、局地化、そして多発化をしております。災害による被害を最小限に食い止めるため、うきは市におきましても、河川の改修工事やしゅんせつ工事を行うとともに、市内では流域治水プロジェクト推進会議を開催し、市役所全体で防災・減災に努めているところであります。今後も引き続き、ハード、ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を、スピード感をもって着実に進めていかなければならないと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症についてであります。御存じのとおり、先月8日より感染症法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行をいたしました。うきは市に

おきましては、令和2年2月21日にうきは市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでに計45回の本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための様々な対応に当たってきましたが、令和5年5月8日をもちまして、うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止したところでございます。新型コロナウイルスの発生から3年余りの間、市民の皆様や事業者の方々に行動制限など、多岐にわたり御協力を賜りましたことに改めまして厚く御礼を申し上げます。

ワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を実施してまいりました。令和5年6月15日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が80.10%、2回目接種率が79.56%、3回目接種率が66.40%、4回目接種率が48.57%、5回目接種率が29.83%、6回目接種率が7.33%となっており、これまでに8万9,559回の接種を行ってまいりました。5月8日以降は、高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方に関しましては、ワクチン接種に関して努力義務が適用され、65歳未満の健康な方は努力義務なしとなります。しかしながら、現時点でも新型コロナウイルス感染症が収束したわけではございません。今後の感染状況によっては、国や県の方針に従い、適切な対応策を柔軟に講じてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済に関してでございますが、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。6月8日に発表された令和5年1月期から3月期の改定値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比0.7%増加、年率に換算しますと2.7%の増加となりました。また、内閣府が5月25日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解である月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復している。先行きについては雇用、所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。緩やかに回復との表現は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への悪影響が本格化する直前の令和2年2月の報告以来、3年3か月ぶりのことでもあります。

このような経済状況の中、政府は本年3月、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の積み増しを含む新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の措置を決定いたしました。これを受け、うきは市としまして、物価高騰に伴う独自の対策、支援策に係る予算を本議会において補正予算として計上させていただいております。また政府は、6月7日に経済財政諮問会議を開き、今月取りまとめる経済財政運営の基本指針、骨太の方針の骨子案を示しております。岸田首相が最重要課題と位置づける構造的賃上げに向け、リスクリング——学び直し支援など

の労働市場改革や人への投資、少子化対策や子供施策を抜本強化する方針も盛り込まれております。さらに少子化対策につきましては、6月13日に、こども未来戦略方針を策定しており、それらがまさに本日骨太の方針として閣議決定されると思われるところでございます。

うきは市では、厳しい財政状況の中ではありますが、今後の国や県の施策動向を注視しつつ、新しい生活様式を踏まえたまちづくりや、SDGsと脱炭素化、持続可能な地域づくり、若年層の人口減少対策などの重要な課題について取組を強化させていく所存であります。

施策の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら施策を進めてまいる所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件2件、その他の案件7件と報告案件6件となっております。

まず、報告第2号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項、総務管理費ほか計26事業につきまして、令和4年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

4款1項、資本的支出の下水道事業投資支出のうち、建設改良費の計5事業及び2款1項、収益的支出の下水道事業費用のうち、営業費用の計2事業、合計7事業につきまして、令和4年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

報告第4号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

報告第5号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第6号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした市道におけるタイヤの破損事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第7号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした市道における車両へのペンキ付着事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでござ

います。

議案第25号は、うきは市税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、うきは市税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第26号は、うきは市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部改正に伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第27号は、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に関する省令の改正に伴い、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第28号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

過年度分の新型コロナウイルスワクチン接種関連事業の補助金、負担金の返還金に係る補正予算につきまして、早急に対応する必要があること等から専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,659万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億9,021万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、自動車重量譲与税1,618万9,000円、法人事業税交付金4,700万6,000円、地方消費税交付金1億2,582万5,000円、地方交付税3億1,948万7,000円、雑入2,454万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費4億5,553万6,000円、衛生費では保健衛生費1億3,179万7,000円の増額補正と、予備費2,074万3,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第29号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の特例臨時接種が令和6年3月31日まで延長されたことに伴い、令和5年4月1日から8月31日までの接種対象者に対し、切れ目なく接種ができる体制を取るための補正予算につきまして、早急に対応する必要があることから専決処分をいたし

ましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,416万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,016万4,000円とするものでございます。

歳入は、国庫負担金1,366万2,000円、国庫補助金4,050万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、衛生費では保健衛生費5,416万4,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第30号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

全額国費による実施をする低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金に係る補正予算につきまして、早急に対応する必要があることから専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,574万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億9,591万円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金4,574万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では児童福祉費4,574万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第31号は、令和5年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,692万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金1,593万9,000円、国庫補助金2億9,417万5,000円、受託事業収入1,457万8,000円、市債2,070万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費1億3,864万1,000円、児童福祉費1,020万3,000円、衛生費では保健衛生費5,991万2,000円、土木費では道路橋りょう費4,900万円、下水道事業費3,817万3,000円、教育費では社会教育費1,457万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第32号は、令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入の額から282万7,000円を減額し14億6,415万9,000円とし、収益的支出の額に90万2,000円を追加し13億4,977万8,000円とするものでございます。並びに資本的収入の額から2,280万8,000円を減額し8億4,125万3,000円とし、資本的支出の額から2,281万6,000円を減額し13億4,246万6,000円とするものでございます。収益的収入は、営業収益4,100万円の減額補正と、営業外収益3,817万3,000円の増額補正を計上いたしております。収益的支出は、営業費用90万

2,000円の増額補正を計上いたしております。資本的収入は、企業債790万円と、補助金等1,490万8,000円の減額補正を計上いたしております。資本的支出は、建設改良費2,281万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第33号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定2件について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。令和5年第1回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告します。

1、農業政策の課題に関する調査。

日時、令和5年4月27日、8時56分から12時10分まで。次に2回目、令和5年5月12日、13時28分から15時6分まで。

場所、第1委員会室。

出席者、1回目が総務産業常任委員会7名、農林振興課及び農業委員会3名、議会事務局1名。2回目、総務産業常任委員会7名、議会事務局1名。

（4）調査の要旨。本年2月より実施してきた農業政策の課題に関する調査について、進展が見えない現状の政策において、どのような課題があるのか。そして、どのような解決策があるのかを探るため、引き続き調査を行った。

（5）主な内容。前回の調査において「第2次うきは市総合計画後期基本計画」に上がっている6つの施策内容のうち、下記1、3、6の3項目に絞り込み、掘り下げて議論を行うこととし

ていたところである。

「第2次うきは市総合計画後期基本計画」の施策内容のうち絞り込んだ3項目は、1、多様な担い手等の育成。3、農業経営の安定と高度化。6、荒廃地の防止や解消。

今回の1回目の調査では、3つの項目ごとにこれまでの経過や現状、また実施している事業について、所管である農林振興課より資料の提供及び説明を受けた。

主な意見及び質疑については下記のとおりである。

主な質疑は、各自目を通していただきたいと思います。

次に、主な意見として、本格的に農業プロジェクト会議を開いて具体的に詰めていくこと、農業者に現状を認識いただくことが必要である。主体的な人が集まって改革をしようという動きに持って行ってほしい。スマート農業やDX推進と言うが、人が少ない中で生産性を上げないと意味がない。高齢化で人が減っていくのは間違いないので、計画性を持ってやるべき。農業新聞に「集落営農法人の広域連携とその課題」という記事があった。うきは市の4法人の集約対策の1つとして連合化をすること。経営を合併するのは簡単な話ではないと思うが、山口、島根、大分県では相当進んでいる。今後、推進・検討いただきたい。

2回目の調査では、今年度の総務産業常任委員会調査計画の中で、どう農業問題を取り扱うか、また1回目の調査の中で意見として挙がっていたように、プロジェクト会議のような意見交換会の場を設けることについて、それに向けて提言や提案をまとめることの是非について、委員で議論を行った。委員会としては、3つの項目ごとの具体的な農業振興策について今後取りまとめを行い、提言・提案につなげたいと考えている。

(6) 所見。農業はうきは市の基幹産業であるが、衰退の一途をたどり続けている。今まで様々な施策を打ち出してはいるが、衰退を食い止めるまでには至っていない。閉会中の調査で農業について取り組むことにしたが、農業は課題も多く複雑であるので2回、3回とじっくり時間をかけて取り組み、少しでも活性化につながる方策を見出したいと考えている。その1つとして、コロナ前に開催していたうきは市農業プロジェクト会議を再開してほしいと考えている。

以上、今回の調査報告は、農業政策の課題に関する調査の途中経過報告といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和5年うきは市議会3月定例会において閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

第4期うきは市地域福祉計画に関する調査。

1、調査期日、2、調査場所、3、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的。平成30年3月に「第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されたが、5年が経過し、福祉に関するニーズや問題の多様化、複雑化を踏まえ見直しを行い、新たに令和5年度から9年度までの「第4期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定、3月議会に上程され議決をした。3月議会では当委員会に付託され、担当所管である福祉事務所の説明を受け審査を行ったが、計画の中身が複数の所管にまたがることから、内容を正しく理解するために改めて全ての関係所管課長、係長に出席を求め調査を行った。

5、調査内容。調査ではまず、計画策定の背景、目的などの第1章から、基本理念、基本目標の第3章までの説明を受け、その後、質疑。具体的な取組と役割分担についての第4章では、節ごとに説明を受け、担当所管に質疑を行った。その中で委員からは、移動販売事業者に対する補助を増額するとともに、要望・指導等も行っていくべきでは。また、山間部の方が住民間の関係が希薄な地域に転居する事例もある。行政区側にプライオリティーをつけてでも若者が入りやすい施策を。さらにアンケートで、しきたりになじめないなど、若い世代のことが出ているのに行政の課題になっていない。また防災関係では、指定避難所は安全なのかなど多数の意見、質疑があった。

その他の質疑応答については、別紙記載しておりますのでお目通しください。

6、所見。第1章第2節「地域福祉の考え方」の中に、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、自治協議会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが助け合い、支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくこととある。計画書を精査する中で感じたことは、その考え方を実現に結びつけるための計画書でなければ意味がないということである。「第4期うきは市地域福祉計画・地域活動計画」を絵に描いた餅にしないためにも、この計画書を広く市民に周知し、また行政職員、我々議員など、市政に携わる者全てが、事あるごとにこの計画書を読み返し、意識し、検証して行くことが大切であると考えます。

次に、子ども子育て世帯への支援策について。

1の調査期日、調査場所、出席者は記載のとおりでございます。

4、調査目的。昨年11月に、子育て支援策についてのヒントを得るため、子育て支援施策で

成果を上げている島根県吉賀町と邑南町に先進地視察を行ったが、同様に「全国トップレベル本気の子育て支援！」を掲げる豊後高田市の子育て支援策について、現地に伺い事業内容の調査を行った。

5、調査内容。調査では、豊後高田市のホームページに掲載されている内容を基に、子育て支援課長、課長補佐のお二人に説明いただいた。事業内容については特徴的なものとして、NPO法人「アンジュ・ママン」の存在がある。子育て支援に関する様々な事業を市からの運営委託を受けて、きめ細やかなサービスを行っている。それ以外にも様々な事業で子育て支援を行っているが、資料を別途添付するので目を通していただきたい。

説明の後、質疑を行った。委員からは施策のこれまでの成果についての質問があり、子育て施策の成果として、出生数についてはつかみ切れないところもあるが、子供の数が転入によって増えているのは成果と言えるのではないかと回答であった。また、財源に関する質問では、ふるさと納税を充てているが、一度基金に積み立てて、それから支出している。ふるさと納税は基本的に半額が返礼品の金額となるため、残りの半分を全て子育て支援に使っているとの回答があった。

その他の質疑応答については、別紙記載しておりますので、お目通しください。

6、所見。全国トップレベルの子育て支援を「本気」で目指しています！！。ホームページを開くと、まずその文言が目飛び込んでくる。読み進んでいくと、吉賀町や邑南町がそうであったように、保育料、高校までの医療費、給食費の無償化はもとより、子育て応援誕生祝い金最大200万円など、様々な施策を打って子育て世帯の移住定住促進を図り、人口減少の波の中で生き残ろうとする市としての「本気度」を感じた。それとともに、その本気度をどういう形で市内外の子育て世帯へアピールしていくかというトップの「判断力」と、すぐに実行に移す「スピード感」が強く印象に残った。島根県の両町、豊後高田市、いずれも国が「異次元の少子化対策」を言い出すずっと前から知恵を絞って、「独自」の子育て支援策に取り組んでいる。うきは市として子育て世帯にアピールできる「独自の支援策」とは何か。当委員会としては、調査で得た情報・知見を基に行政に対して提言できるよう、議論を重ねていこうと考えている。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 報告第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願いたします。

それでは、左上に報告第2号と書かれました、一般会計繰越明許費繰越計算書を御準備いただきたいと思います。併せまして、令和4年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料も御参照いただきたいと思います。

報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和4年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したもので、同項の規定により報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

2ページをお開き願います。

繰越明許費について、款項及び事業名ごとに金額、翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。表、中ほどの金額欄は、令和4年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横、翌年度繰越額欄は、限度額の範囲内で実際に令和5年度へ繰り越した金額を表示しております。

それぞれの事業内容につきましては、昨年度、補正予算審議の折に御説明をしておりますので、省略させていただきますが、合計26件の繰越し、総額につきましては3ページの合計欄4億2,229万8,000円で、財源といたしましては記載のとおりでございます。特定財源を除いた1億1,624万円が令和4年度から令和5年度へ繰り越す一般財源となります。

なお、別紙補足説明資料の上から4行目、地域介護・福祉空間整備等補助金につきましては、内容のほうは、介護及び福祉施設の整備に対する補助金でございますが、非常に申請件数が多い補助金ございまして、結果、補助金交付を受けることができず、当該事業所が施設改修の取りやめを行ったために、この分につきましては予算の繰越しは行ってございません。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねいたします。

3月のときに繰越明許の予定ということで出てたと思うんですけども、それ以降の変わった

点で、2ページの4款、母子保健事業というところは、確かに今回新たに出てきたということになるかと思います。当初予定が4,306万円というところが、繰越しが2,596万5,000円ということになっております。当初予算との関係で言うと、執行率が60%ということで、これの予算自体が今年の9月末までになっている予算になっていると思うんですね。そういう意味では、執行残が結構多いなというふうに思っておりますけれども、改めて出産・子育ての申請関係で、どういう状況になっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

出産・子育て応援事業の給付金の支給実績についてでございますけれども、遡及分ですね。令和4年4月1日から1月31日までの方と、2月以降に妊娠届を提出された妊婦の方、それから2月に出生した子の養育者というのがほとんどの、この支給実績の対象者になりますけれども、出産応援給付金が190件で、子育て応援給付金が117件で、合計307件で1,535万円の執行状況になっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 307件ということですね。

それで、執行残というか2,500万円、聞いたかったことは2,596万5,000円というふうに繰り越ししているわけですね。これは今年の4月以降から、さっき言ったように9月末までですね。10月以降については3月の令和5年度予算で990万円ですかね、予算計上してますよね。たしか、だったと思うんですね。それからすると、半年間にしては多過ぎるんじゃないかということを言ってる。その根拠は何ですかということを聞いてるだけです。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 出産子育て応援給付金は、それぞれの給付金を一月当たり18人で予算計上をしておりました。事業開始前の令和4年4月1日から令和5年1月31日までの遡及分の支給となりますけれども、この遡及分の実績が一月当たり約14人となっております。一月当たり4人多く予算を見積もったことが、繰越額が多くなった理由でございます。予算不足とならないように、十分確保したところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

3月から既に3か月間を過ぎましたので、ここにおける繰越明許の今後の執行の完了予定、あ

るいは現状について説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 今年度26件の事業につきまして繰越しをさせていただいております。事業執行につきましては、それぞれの対応、原課の対応、それから状況に応じて執行をしてきておりますので、一件一件の報告につきましては、詳しく述べることはできませんけれども、全体の執行状況につきましては、昨年度、全員協議会のほうで一度経過報告をさせていただいたことがございましたので、また今回もそのような形で御報告ができれば、その機に報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ということは、本年度内に全ての事業ができるという確認でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 繰越事業につきましては、本年度中に実行してまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第8. 報告第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） おはようございます。水環境課の瀧内でございます。よろしくお願いたします。

お手元の報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書のほうをお願いいたします。

報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和4年度から繰り越して使用することができる経費について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

裏面2ページを御覧ください。

初めに上段の地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額についてです。今回繰越しを行う事業が4款1項建設改良費に5件ございます。

初めに管路施設ストックマネジメント点検調査、繰越額2,007万3,700円です。道路占用協議において、点検作業等の協議に日数を要したためです。

次が、山北地区雨水浸透施設築造工事、繰越額1,602万3,000円です。県事業と現場がふくそうしていることなどの影響で繰越しとなりましたが、現場工事は5月末に完了しております。

次に、浮羽・吉井浄化センター改築工事、繰越額1億1,369万4,000円です。部品不足の影響で繰越しとなりましたが、5月末に完了しております。

次に、吉井浄化センター増設工事、繰越額1億2,400万円です。工事用資材等の運搬路の調整に日数を要したための繰越しです。9月末に完了の予定です。

最後が、一の瀬地区下水道管移設工事、繰越額350万円です。関連する県営工事に遅延が生じたための繰越しです。7月末に完了の予定です。

続きまして、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額についてです。

今回、繰越しを行う事業が2款1項営業費用に2件ございます。最初に国道210号舗装修繕に伴う人孔蓋調整、繰越額1,796万5,200円です。舗装工事に遅延が生じたため繰越しとなりましたが、5月末に完了しております。

最後に、浮羽浄化センター汚泥脱水機修繕、繰越額1,485万円です。交換部品の納期が遅延したための繰越しで、交換部品が入り次第交換を行います。工期としては来年1月末を取っておるところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第9、報告第4号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課の石井でございます。御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に本年5月16日開催の第2回理事会議案並びに本年3月20日開催の第1回理事会議案の資料を配付しております。経営状況の説明については、5月16日開催の第2回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明させていただきます。

それでは、第2回理事会議案の3ページをお開きください。令和4年度の事業報告です。

三春工業団地の未売却地である東側区画1万7,092平方メートルを株式会社九州イノアックに売却しました。今後、操業開始できるようサポートを行っていきます。

続いて、4ページの財産目録です。

普通預金1億4,055万2,658円、定期預金500万円、資産合計1億4,555万2,658円です。次に、負債はゼロ円です。差引純財産が1億4,555万2,658円です。

5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で1億4,555万2,658円です。

続いて、6ページの貸借対照表です。公社の経営状況を表すものでございます。

初めに資産の部です。流動資産として、現金及び預金1億4,555万2,658円、完成土地等ゼロ円、合計1億4,555万2,658円です。固定資産はありません。資産合計1億4,555万2,658円です。

続いて、負債の部です。流動負債、固定負債ゼロ円で、負債合計ゼロ円です。

次の資本の部は、資本金として、基本財産500万円、準備金として、前期繰越準備金1億3,641万7,786円、当期純利益413万4,872円で、内訳は7ページで説明いたします。以上を通算して、準備金合計1億4,555万2,658円、資本の部の合計が1億4,555万2,658円です。負債資本合計は1億4,555万2,658円です。

7ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、1の事業収益は1億5,040万9,600円です。三春工業団地の売却額です。

次に、2の事業原価は1億4,575万7,490円です。事業総利益は465万2,110円です。

次に、3の販売費及び一般管理費54万3,520円。内訳は10ページの決算資料で説明いたします。事業利益は事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算した410万8,590円です。

4の事業外収益として、受取利息251円、雑収益3万2,400円、合計3万2,651円で

す。

5の事業外費用は、支払利息が6,369円、短期借入金の利息となります。経常利益は事業利益、事業外収益、事業外費用を通算した413万4,872円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続いて、8ページのキャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は、5ページの現金及び預金明細表に一致し1億4,555万2,658円です。

9ページをお開きください。うきは市土地開発基金からの借入金1,100万円です。短期借入金明細表ですが、利率が0.03%の分が令和3年度の借入金分で、令和4年度中に返済しております。また利率0.06%の分が、令和4年度の借入金となります。その後、三春工業団地の残地を売却したことで、令和4年度に借入れ分についても返済を行いました。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

1の事業収益、完成土地等売却収益1億5,040万9,600円。2の事業外収益、預金利息251円、その他の雑収益3万2,400円、これは未売却地の一部を資材置場として貸し付けた分の収益です。合計1億5,044万2,251円です。

次に、収益的支出です。一番右の支出済の欄を御覧ください。

1の事業原価、三春工業団地売却原価1億4,575万7,490円です。

2の販売費及び一般管理費です。まず、1の人件費です。報酬5万9,400円は、理事会出席に関わるものです。次に、2の経費です。旅費ゼロ円、需用費ゼロ円。次に、3の使用料3万9,600円は、インターネット企業情報サービス利用料です。4の委託料2万3,720円は、土地の所有権移転登記委託料です。5の公租公課費42万200円は、売却する土地の固定資産税です。6の役務費600円は、法人登記事項証明書発行手数料です。

以上、販売費及び一般管理費の合計が54万3,520円です。

次に、3の事業外費用、短期借入金利息6,369円。

4の予備費ゼロ円。

以上、収益的支出合計は1億4,630万7,379円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

資本的収入は、短期借入金として1,100万円です。

資本的支出は、工事請負費ゼロ円、短期借入金償還金の2,200万円です。予備費はゼロで、資本的支出合計は2,200万円となります。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産500万円です。

13ページをお開きください。令和4年度の完成土地明細表です。

三春工業団地、最後の土地を売却しましたので、期末残高はゼロ円です。

14ページには、監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 決算報告確認しました。改めて、土地及び資産そのものがゼロということになるわけです。短期借入金も返してゼロだという報告ですね。そういうことで言うと、今後この土地開発公社そのものをどう運用していこうとしているのか、その趣旨を概略でいいですから確認させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） まずは九州イノアックが操業できるように支援をしていきたいと思っております。

また、近年企業側では国内回帰する動きがございまして、工業団地を模索している状況です。うきは市では、新たな工業団地をつくれないうか、昨年度、工業団地適地調査を行っております。その結果、候補地が見えてきております。今後、福岡県と検討を重ねていきたいと考えておりますので、うきは市土地開発公社は存続したいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点、直接関係ないかもしれませんが、開発されて会社等が入られて、一段落したという報告だろうと思うんですけど、これというのは、うきは市民の雇用促進、こういった資料が全然ないんですけど、こういった工業団地が出来上がって、どれだけうきは市民の方が雇用されたのか。そういったデータなり資料なり分析があれば頂きたいと思うんですが。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 工業団地に企業が進出することによって、どれだけうきは市民の方が雇用されたかという話ですけれども、ちょっとそこら辺、数字は現在つかんでおりません。ただ、その進出した会社でうきは市に住んでいただけるよう、他市から転入してくる方がいらっしゃればいろいろ支援策がございまして、その案内を企業側にしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 開発公社のほうではなかなか難しいとは思うんですけど、三春工業団地のほうの働いている人なんかの話を調査してませんから、正確なことではないと思うんですけど、従業員は外国人とかほとんど日田のほうから来ているという話を伺います。地元の人じゃない人が仕事されているというような。これって、そしたらどういう目的のために、当然、税金とかで会社から納めてもらうこともあると思うんですけど、市民の雇用促進というのも目的の1つに必ず上がってくる。ただ、そういったのが出来上がってから結果、あるいは分析等がされていない。そういったのをやっていく必要があるのではなかろうかと思っておりますので、今後また新たな開発を考えるということであれば、そういったのにも役立つものだろうと思っておりますので、できましたら分析等をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 3ページに令和4年度の事業報告が記載されておりますけれども、今後、操業開始できるようにサポートを行っていくという表現が使われてありますが、具体的にこのサポートとは予算を伴うようなサポートなのか。単なる相談に応じるということなのか、その辺ちょっと、計画があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 具体的なサポートという御質問でございます。

まず、九州イノアックが今後、夏過ぎぐらいから工事着工とは聞いております。約1年間かかるということですので、具体的に例えば水を引っ張ってくる必要もあるかなとございます。それと、今の九州イノアックの工場ですね。そこから直接アクセスできるようにしたいという要望も上がってきておりますので、そこら辺、今後、検討をしていきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） そういう予定があるということですが、いろんなサポート関係で予算が伴うかどうか、その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） お答えします。

現時点で予算を伴うような支援、サポートということは計画はございません。ただ、操業開始から固定資産の減免とか、そういう制度はございますので、そういう相談はしっかり受けて、適切な事業開始ができるようにサポートしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

10ページ、先ほどの収益的支出の中で、2番の販売費及び一般管理費の1目人件費、報酬として5万9,400円を支出されておりますが、今日頂いた分で言うと、1回目の理事会議案書並びに2回目の議案書ということでの2回と思いますが、この支払い先のお名前と金額をお願いします。

2点目、4点目の委託料で、先ほどこれは登記代として2万6,000円必要、実際は2万3,000円ということでしたが、これはなぜ販売目的とすることをしているならば登記料、いわゆる委託料が必要ではなかったかなと思いますが、予算書に上げられなかった理由は何か、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） まず報酬です。5万9,400円、これは理事会の方々に対して5,400円支出しております。

それと委託料ですけれども、予算の計上がなかったということで、これはすみません、うちのほうのミスといいますか、予想していなかったといいますか、予算立てをしておりますでした。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目は分かりましたが、1点目、5,400円の日当が十何人、11人に払われたと思いますが、この中で出てくるのは理事長の重松氏、それから14ページに監事の楠原氏、石井氏、3人ですが、ほかの人のお名前をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） まず、支払い先としましては市議会議員、それと商工会——議員4名ですね。商工会の代表、お一人。それと、にじ農協の代表の方と監事の方が1名。以上でございます。

土地開発公社の役員の方々11名いらっしゃいます。その中で、市役所の職員の方には支出はしておりません。7名の方に対して支出しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の報告を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩します。10時35分より再開します。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第10. 報告第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、報告第5号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課の山崎でございます。

議案書2ページをお開きください。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年3月23日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

3ページをお願いいたします。

専決第1号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月23日。うきは市長高木典雄。

前回に引き続き、課の職員がまた事故を起こしてしまったことについて、深くおわび申し上げます。

本件は、令和5年1月17日火曜日17時35分、筑後川温泉清乃屋の駐車場内において発生いたしました。生涯学習課の職員が現地指導のため招いた有識者を宿泊先である清乃屋へ送り届けた後、旅館の駐車場内において方向転換しようとした際に後方確認が不十分であったため、右隣に駐車していた無人の車両の左側後方部分に公用車の右側後方バンパー部分を接触させ、破損させたものになります。

当事者は記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額は、うきは市の損害額はなし、相手方の損害額は25万1,600円で車両の修繕料になります。

損害状況は、うきは市は右側後方バンパー部分で、相手車両に接触したものと思われませんが、損傷はなく修理不要としております。相手側では、左側後ろタイヤ上付近に傷がついたものでございます。

責任割合はうきは市が100%でございます。

決済方法は、うきは市が相手方に対して25万1,600円を支払い、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで和解をいたしております。

和解の成立が令和5年3月23日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。今後、職員の安全運転の意識向上に努め、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。今回は誠に申し訳ございませんでした。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） ただいまの件について、担当課長からもお話があったとおり、本当にこの1年で交通事故3件と、あと委託先の方がガソリンスタンド内で軽微な損傷事故を起こしたというようなことで、本当にこの1年間ぐらいで4件ほどの事故が起きております。なおかつ毎回、今後こういうことが起きないようにということで、再発防止に努めるということを毎回申し上げていただいているんですが、起こっていること。そして、何よりもこの全ての事故が後方不注意であったりとか、方向転換時の今回は事故であったりとか、もう一個は車線変更で後方確認等が不十分だったというようなことで、本当に基本的な基礎的な基礎の段階での事故というふうに思っております。これが非常に難しい状態で事故が起きて、同情の余地があるというならまだしも、こうした事故を今回も今後の指導徹底でやりますという一言で終わらせるのは、私はいかななものかと。徹底的に何か責任を追及したいと言うつもりはありません。要は再発徹底の防止を本気で全庁挙げてきちっとやるべきではないかと。もう、これは3回目ですので、このまま特にありませんで終わるのではなくて、これは担当は総務課になるのか分かりませんが、全体であればですね。前の事故のときもこの場で申し上げたんですが、例えば市営の自動車学校を持っているわけですから、何人か募ってとかではなくて、担当課全員で行くとか、運転に不安を持っている方はきちっと調べて、その中で皆さんに少し強い形で言っていただくとか、そういった具体的な取組がないと、また同じような事故が起きたときにどのようになるのかということ非常に不安に思っておりますので、その点についてちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

従来から職員に対する交通安全のマナーの徹底などについての教育をする担当としましても、今回の件につきましても、大変おわびをしたいと思っております。心からおわびをしたいと思っております。

以前からも議員の皆様方から様々な提言をいただいております。例えば、実際にどういう事故が起きたかというのを示して、それで注意喚起をすべきではないかとか様々な御提言をいただいております。何せ小さい組織でございますので、例え名前を隠すなどしても、どうしてもやはり個人が特定される。接触事故程度と言うといけません、ではなくて、例えば人身事故にな

った場合、じゃあ、どうするのかとか、そういった辺りの整理というのがなかなかつかない部分がありました。

今後につきましては、議員おっしゃいますとおり、抜本的なマナーの徹底というようなところを視野に入れまして、いろいろ様々取り組んでいきたいと思っておりますが、具体的には例えば、事故を起こしますと、その事故の本人から総務課宛てに事故の報告書を提出させております。こちらの中で反省文といいますか、こういったことで事故が起きたと。今後はこうしますといったところを記載してもらっておるわけですが、その中で添付資料として現場の模式図、事故の模式図をつけております。これですと実際、例えば写真とかを見るわけでもなく、特定はしにくいといいますか、どういった事故があったという単純な図式にしておりますので、そういったものを活用して、事故直近の管理職会議の中でこういった事故が起きていますと、具体的なところを示した上で、改めて注意喚起をするということをしていきたいと思っております。

もう一つは、定期的にはございませんが、毎月2回行われております管理職会議の中で、不定期にはなっておりますけれども、交通マナーの基本的な部分についての注意喚起の、例えば資料を用いまして、交通マナーに関する資料を用いて、そういった情報提供をするというものも不定期ではございますがやっております。直近では5月2日の管理職会議で資料を提供したところがございます。今後もそれに限らず、様々な方策を行っていききたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、課長から答弁いただきましたので、これ以上はもういろいろと申し上げませんが、先ほど課長がお話しされたように、本当に今は物損で済んでいるという言い方は私はあまり好きではありません。そういう感覚が、今後また事故を誘発しますので、そういったことを根本的に是正していただきたいと。これを全庁挙げてやっていただきたいというのが私の今回の発言の趣旨であります。

先ほども申し上げたように、本市では市立の自動車学校があります。当然そこで教官を勤められている皆さんは交通指導のプロですので、そういった皆さんのお力もいただきながら、しっかりとそういった施設、本市の施設ですので、使うことは民間に頼むよりも安く済むわけですから、そういったことで、あと先ほど課長がおっしゃられていたように、報告書等を共有して、こういったことがあるから注意しましょうねという注意喚起、確かに必要なんですが、あくまでもそれは他人事ということになってしまいますので、人の事例というのはイコール他人事で、あまりなかなか自分自身にフィードバックしないものです。やった方は物すごく反省をするんですが、それを共有されてもなかなか自分事として捉えにくい部分があります。そういった部分で、そういった自動車学校等を利用しながら、よく自動車学校、私たちが免許更新のときに行きますけども、

何も悪いことをしてないんですが、あそこに行って教本をもらって指導を受けたら、ああ、気をつけて帰らないかなというような気持ちになるのと一緒に、やっぱりそういったプロの方にしっかりと御指導いただくような、そして、若い人とかに限定するのではなくて、運転不得意な方は若手な方も年配の方も、日頃車を運転しない方がそういう方だと思いますので、広く市職員の皆さんに募って、そういった方々の中からしっかりと教習所を使って指導いただくようなことをぜひお願いしたいと思います。これは要望としたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） ありがとうございます。先ほどはちょっと答弁が漏れておりました。自動車学校との連携につきましては、議員おっしゃいますとおり、せっきくの市立の自動車学校でございます。なかなか自動車学校の教習枠というのがいっぱいなところがございますので、そこを融通していただきながらと、していただけるかどうかというところも含めて、担当部署とは連携を取っていければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 再発防止のほうは、よろしくお願ひしたいと思ひます。当然、事故の当事者は反省されているんだろうと思ひますので。

今回の事案にあつては、市側の物損はゼロと。25万円も相手に損害があつて、うきは市の車は傷もないと。ゼロということは傷がないということだろうと思ひます。じゃないんじゃないかろうかと思ひます。こういったのは後々心の傷が残るおそれもありますので、きちつと修理のほうはしていただきたい。職員に反省を促すなら、そういったので元に戻すような対応というのは必要だろうと思ひます。ずっと車がへこんどつたら、あのときの事故、あのときの事故つて心に残りますので、そういったのはきちつとやつていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 今回の事故につきましては、本当に1回、修理工場に持つていつて見せてもらったんですけども、バンパーの部分、プラスチックの部分だけなので、全然へこんでもなかつたので、今回は修理不要という形でしております。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第11. 報告第6号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、報告第6号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。議案書5ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年4月11日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

6ページをお願いいたします。

専決第7号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年4月11日。うきは市長高木典雄。

内容につきましては、7ページのほうに記載をいたしております。

発生の日時につきましては、令和5年3月22日午後1時でございます。

発生場所は、うきは市吉井町富永2028番地1付近でございます。

事故の概要につきましては、市が管理する道路——市道岩光・千代久線において、路面陥没に気づかず走行した相手車両の左側前輪が落ち込み、タイヤが破損をいたしましたものでございます。

相手方は、うきは市個人でございます。

内容につきましては、損害額2万5,410円、車両、タイヤ等の修繕代になります。損害の内容は、左フロントタイヤの破損でございます。

責任の割合は、市が30%、相手方が70%でございます。

損害額は2万5,410円に掛け算をいたしまして7,623円がうきは市の補償額になります。

決済の方法等につきましては、甲が乙に対し7,623円を支払う。今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないといたしております。

本件につきましては、事故発生箇所について、道路技術員等で速やかに修復等は行っております。5月12日の全員協議会でも御報告いたしましたように、道路の陥没あるいは道路への倒木等による道路障害等につきましては、道路技術員による市内巡視、あるいは実際には道路利用者からの一報を受けて対応しているところでございます。今後、このような事故が起こらないよう、適切な道路管理を心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） よく分かりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

1つは車両修理、7ページですが、総額が2万5,410円かかって、1つは責任の割合が30%と70%となっておりますが、その算出根拠。

それから2点目が、それに基づいてうきは市が7,623円、イメージ的にはタイヤ1つが破損して、タイヤ1本交換したのでタイヤ代、その古いほうのタイヤの処分料、それから取りつけ料だと考えられるんですが、その辺をもう少しお願いいたします。

2点目が、5月12日の全協で説明されて現状の回復ということですが、もう現状はその陥没はなくなったという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 2点の御質問をいただいております。

まず、7,623円につきましては、2万5,410円に市の免責割合、③の30%を乗じた金額になります。なお、この2万5,410円につきましては、左前方のタイヤの交換でございますけれども、バンパー部分と、それから片方側の前輪の2本のタイヤを交換するに至っております。その分で2万5,410円というふうな金額になっております。また、責任の割合につきましては、自動車保険会社のほうが積算をされた割合になりますので、それに沿って処理をいたしております。

なお、2点目の原状の回復につきましては、先ほども申し上げましたように、同日に道路技術員のほうで修復を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目ですが、5月だったと思いますが、クリーンステーションで何とかマルシェがあったと思います。そこに行った帰りに、多分この辺ではないだろうかというところを通ったときに陥没した状況があったので、それは違う場所だったのか。あるいは新たにできたのかどうか分かりませんが、この5月12日の全協までに完全に原状回復したという理解でよろしいですか。あるいは、そうであるとするならば、新たなそういう陥没地帯もないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 今、竹永議員がおっしゃってる場所が不明確でございますけれども、事故発生箇所については、同日で修理をさせていただいております。

なお、これは統計をきちっと取っているわけではございませんけれども、毎日二、三件の道路

陥没等の報告を市のほうでいただいております。市のほうでも、道路技術員及び職員のほうで直ちに現地の確認をして、早急に対応すべきこと、あるいは安全ポール等による安全防護柵を作る等の対策を取りながら実施をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。

こういう道路陥没というのは、車の通行量の多いところとか重量車両がよく通るところではしょっちゅう起こっているんだろうと思います。私も山間部に住んでおまして、大型車両が通るところで、埋められてはまた割れて、陥没してというようなことがしょっちゅう起こって、私、区長をしてたときに簡易舗装の、あれは25キロですかね。袋入りのやつを、管理をしてらっしゃるところに、それこそ建設課に相談したら、これ使っていいですよということで頂いて、自分で補修したこともあります。それが以前の水害の後で、しょっちゅう大型車両が通るので、多分補修が間に合わないだろうということでやらせていただいてたんですけど、そういうことは現在も、例えば区長ならオーケーとか、例えば、私が申し出たらうちの近所でしょっちゅう穴が空くところをやらせてもらえるとか、その辺は今、どんなふうになっているんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 私の知る範囲で道路等の陥没については、行政のほうで対応させていただいておりますので、その部分を区長なり地元にお問い合わせということは、原則は行っておりません。唯一行っているのは塩化カリウム、冬期の凍結防止剤の配達等については区長にお問い合わせしておりますけれども、ただし、絶対ではございませんで、そういったことが早急な対応の1つであるならば、それを排除するものではございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第12、報告第7号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、報告第7号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。どうぞよろしく願いいたし

ます。議案書の8ページをお願いいたします。

報告第7号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和5年4月17日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

9ページを御覧ください。

専決第9号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和5年4月17日。うきは市長高木典雄。

続いて、10ページの和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

事故発生日時につきましては、令和5年3月5日日曜日の朝8時30分になります。

事故発生場所ですけれども、うきは市吉井町長栖1337番地付近。市道清水場・下中須線になります。

発生の概要につきましては、うきは市消防団第3分団第2詰所管内の消防水利箇所に消防団員が消防水利のマークをペンキで塗った後、注意喚起を怠ったため、相手方車両が当該箇所の上を走行し、車両左側横部分のタイヤ、フェンダー、ドア付近にペンキが付着したものです。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額になります。

損害額は、相手方の車両修繕料といたしまして23万8,700円になっております。

損害内容は、相手方の車両左横部分にペンキが付着したものです。

責任割合は、市の責任が100%となっております。

決済の方法等につきましては、市が相手方に対しまして23万8,700円を支払い、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで、令和5年4月17日に和解が成立しておりますので、同日付で専決処分を行わせていただいております。

今後の対策といたしまして、まずペンキにつきましては、速乾性のペンキを使用するとともに、ペンキを塗った際は、乾くまでその場を離れないことや、ペンキ塗り立て等の看板を設置することなどを分団長会議で周知徹底し、再発防止に取り組んでおります。

最後になりましたけれども、相手方、そして関係者の皆様方に大変御迷惑をおかけしました。深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないよう、再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第13、議案第25号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしくお願ひいたします。

では、議案書11ページをお開きください。

議案第25号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、12ページをお開きください。

専決第2号の専決処分書です。朗読は省略いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、うきは市税条例の一部を改正する必要が生じたため改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

では、13ページをお開きください。

うきは市税条例の一部を改正する条例。かなり長いページ数にわたっておりますが、主なものだけ御説明させていただきます。

まず第1点は、森林環境税の関係です。森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益機能を維持増進するため、平成31年に創設された森林環境税、これを令和6年度から個人市民税の均等割と合わせて賦課、徴収することになっております。そのために規定の文言の整備を行うものです。

続きまして、軽自動車税関係になります。まず、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した場合、取得した日の属する年度の翌年度分の税率、最初の課税なんですが、これを軽減する、安くする特例措置、いわゆるグリーン化特例についての改正です。当該制度は、以前から実施されてきましたが、そのうち電気自動車等に係る75%減額措置及び燃費基準達成度が特に高い営業用乗用車に係る50%軽減措置を令和8年3月31日までの3年間、燃費基準達成度が高い営業用乗用車に係る25%軽減措置を令和7年3月31日までの2年間、延長するという措置に係る改正で

す。

次に、同じ自動車税関係で、不正行為の再発防止強化のための改正です。自動車メーカー等の不正行為により、軽自動車税の納付不足額が生じた場合における当該自動車メーカー等が納付すべき不足額に加算する割合、これを従来の10%から35%に引き上げるものです。

主な改正点は以上です。そのほか、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化といった事務的な手続とかもいろいろと入り込んでおります。それから、通常あります上位法の改正に伴う文言の整理や、条項ずれの修正等を行うための改正を行っております。

最後に、議案書の18ページをお開きください。今改正条例の附則となっております。

附則第1条において、施行日を規定しております。この改正条例は、原則令和5年4月1日ですが、第1号から第3号までの特定の改正については、それぞれ異なった施行日を規定しております。また、附則第2条から第4条までは、規定や税目ごとの経過措置を規定しております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 住民税関係について、お尋ねをいたします。

専決ということでされているわけですが、説明にありましたように、新たに森林環境税の導入ということで、賦課をするということになるかと思えます。ただ、森林環境税については、県税と国税という、この2つの流れになって、市民の方に課税をされる場合に、受け止め方としては、二重の税負担という受け止められる可能性があると思えます。そういう意味では、施行までにまだ時間はありますけれども、住民に対する説明をどういうふうにしていくのか。あるいは、この同名納税そのものについて内部でどういう検討をされたのか、確認をさせていただきたいというのが1点目です。

それから2点目についてですけれども、使い道についてであります。具体的な使い道については、うきは市は2つの条例があって、森林の担い手に関するもの、従来からずっとあって、基金をためております。たしか2億円を超える額がためられていると思えます。譲与税については、譲与税基金として数千万円だったと思えますけれども、あるかと思えます。そういう意味では、市民に対して、これを賦課する場合にどういった形で使うのかという使い道について、きちんと説明する責任があるというふうに思えます。そういう意味では、この税の制度そのものについては、先ほど冒頭で申し上げられているように、大事なCO₂削減という観点からしても大切な税制度だというふうに理解しております。そういう意味からも含めて、市民に対する説明する責任があるというふうに思えます。専決だから、上位法の改正だからいいということだけではなくて、やっぱりきちんと市民に対して説明をお願いしたいというふうに思えます。この2点をお願いし

たいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 森林環境税の県税と国税の関係だと思います。

まず1点目です。

これに関しまして、私も内部で検討いたしました。まず、そのおさらいですけれども申し上げます。まず、県の森林環境税は、森林の所有者の林業活動だけではもう支え切れなくなったということから、みんなで森を守るという制度として、平成20年度から個人で500円、あと法人もこれはあるそうです。を徴収することを福岡県森林環境条例に基づいて実施しております。

他方、今回の森林環境税は、平成31年3月に制定された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき徴収させていただくものです。両方の経緯、内容を見ましても、その経緯、趣旨、目的が異なっておりまして、単純に二重ではないという検討の判断はしております。ただ、名前が全く同じものですから、そういうふうにより捉えられる市民もいらっしゃるかと思います。ちなみに他の県でも多くの県がこのような制度を取っておりますが、そこは名前を変えたりしておりますので分かりやすいのかなと思いますが、私どもも他市町のホームページを見まして、これはもう、分かりづらいでしょうから、今後、その経緯と意義ですね。使い道の意義とかも含めた広報をしてみたいと思っております。

それから使い道に関してなのですが、これに関しましては、議員もおっしゃったように基金をつくり、目的が整備と担い手育成というふうになっているのは承知しておりますが、細かな事業内容については、農林振興課のほうにお尋ねいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしく願いいたします。

今、税務課長のほうからあった説明につきまして、その後、使い道についてでございますけれども森林環境税、今、ただいま御説明ありましたように、県の森林環境税と国の森林環境税ございます。基金のほうにつきましては、森林環境税、こちら森林環境譲与税という形で市のほうに国から毎年譲与する形になりますけれども、一度基金のほうに入れまして、それを繰り出して事業として活用させていただいております。

事業の内容につきましては、県税のほうにつきましては、主に荒廃農地、これ県のメニューになりますけれども、荒廃森林の整備等に活用させていただいております。10分の10の補助で荒廃森林を整備しているところでございます。

森林環境譲与税につきましては、こちら幾つかメニュー等、国の指定された部分がございますけれども、こちらにつきましては、国の優良事例等を参考にしながら、市のほうでいろいろ事

業を行って活用させていただいております。主なものとしましては、経営管理法に基づく意向調査であったり、未利用材利用促進事業、林業・木材産業振興事業等で活用させていただいておりますけれども、毎年決算のときにこちら報告させていただいております。事業、まだほかにもございますけれども、こういったところにつきましては、決算後、ホームページのほうに掲載して、事業の内容についてはお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて今、御答弁いただいたように、実際二重と受け止められかねないという指摘に対して、その使い道については違うということでありました。改めて、ふるさと納税のように、ホームページ上できちんと項目と実態が分かるように、きちんと税の使い道について、特に今回そういう意味で市民1人1,000円か、今度は。なるわけですので、それなりのやはり厳しいところもあるかと、もちろん免税なんかもあるのかもしれませんが、そういったことも踏まえて、市民に対して課税するに対する説明責任をきちんと果たしてほしいということ、今いろんなメニューが、特に譲与税のところの使い道については、先ほど説明にありましたように、先進のところの使い道の実態とか、あるいはメニューがずっと示されておりますので、そういった点も具体的に絵で分かるように、形も含めて、ぜひお願いをしたいということで、これは要望にとどめたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私、前から出ておりましたが、ちょっと記憶があまり定かではありませんのでお伺いします。

森林譲与税については配分が人口割といますか、森林が多いところに多く行くような形じゃなかったじゃないですか。あのときも話が出ておりましたが、今度もどういう配分になるのか、そこところがちょっと気になりまして、結局、森林環境譲与税、森林を守るためと今言いましたように、いろいろ脱炭素とかありますから、それを感じたら、やっぱり人口割じゃなくて、東京都とか福岡市とか、森林のないところにこういうのが多く行くようなことは私はおかしいと思いますので、そこのお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 配分につきましては、国のほうから決められた部分がございます。今現在、人工林面積割が50%、人口割が30%、林業従事者の割合で、人数で20%—50%、30%、20%で配分が決められているところでございます。実際に議員がおっしゃいますとおり、人口が多いところに今現在、ちょっと多く配分されている部分はございます。

こういったところは国が決めている配分でございますけれども、こちらにつきましては、市町村の配分につきましては、国の活用事例等を参考に今後も事業を継続していきたいと考えておりますし、例えば都会のほうの部分については、いろいろ連携等が取ればと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） なかなか森林のないところから譲与税、環境税を取って、森林のあるところだけというとも難しいと思いますけど、なるべく森林税ですから。そのところは強く県のほうにも要望していただきたいと思います。要望でいいです。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点、お尋ねいたします。

まず15ページ、下から3分の1ぐらいのところに10番として、法附則第15条の9の云々ということで、特定マンションに係る工事完了の部分があります。それから16ページ、下から4分の1のところに3、法附則第16条の4第4項特定被災共用土地云々というのがあります。それから19ページ、右上から4行目、リース取引という文言がありますので、この点についてもう少し詳しい内容で確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 個別条例の意味ということとお伺いしております。

まず、15ページの附則第10条の3に1項を加える改正です。ここは特例といいまして、ここまで固定資産税になるんですけども、固定資産税の標準税率ではなくて、こういう場合は特例税率を——安くなるほうなんですけど、採用していいというものが幾つか地方税法のほうで規定されております。その条件に該当するものとして、特定マンションの大規模工事をした場合というのが加えられまして、それに伴い、それを受けようとする方が出す申請書の要件とかを記載したものでございます。新しい固定資産税課税の特例の創設に伴う改正でございます。

次の16ページのことも同じように、特例の受ける場合の、これは被災地の関係になるんですけども、そこで受けようとする場合の書類等についての規定になってございます。

17ページ、これは附則のほうで経過措置をうたっておるものですが、これは附則第64条という中小企業者が取得した資産について、これも3年間税額を、たしかこれは免除だったと思うんですけども、その規定の経過措置をうたってるんですけども、このリースというものは中小企業者が取得した設備に対する課税の特例なんですけれども、その取得した設備の中にはリースで、最終的にはリース後はその中小企業が取得した形になるような契約のものも含むということがそもそも規定されておまして、そのことをまた改めて経過措置で示しているものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、それぞれの分について、うきは市は該当する案件があるという理解でよろしいのでしょうか。もしあるとするならば、どのぐらいの件数かお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず特定マンションに関しましては、新設の条項ですのでなかなか言いがたいですが、あまり大規模な改修マンションはないのかなとは思っております。

被災土地に関しても、現状見込みはないのかなと思っております。

ただ、最後の特例に関しては、これは先端設備に関するものですから、これは結構この数年間で申請は上がっておりますが、正確な数については今、手元に資料がございません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は承認することに決しました。

日程第14. 議案第26号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（うきは市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしくお願いいたします。

議案書20ページをお開きください。

議案第26号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第3号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正すること。令和5年3月31日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布をされ、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額基準の一部が改正されました。公布日の翌日の4月1日から施行され、特に緊急を要するものでございましたので、専決処分をさせていただきました。

新旧対照表の21ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、1点目が課税限度額の改正でございます。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の20万円から22万円へ改正されましたので、第2条第3項及び第23条第1項中の20万円を22万円に改めております。

2点目が、国民健康保険税の減額の所得基準の改正です。5割減額の対象となる所得算定において、被保険者数に乗すべき金額が28万5,000円から29万円に改正されたため、第23条第1項2号中の28万5,000円を29万円に改めております。また、次の22ページになりますが、2割減額の対象となる所得算定において、被保険者数に乗すべき金額が52万円から53万5,000円へ改正されたため、第23条第1項3号中の52万円を53万5,000円に改めております。

22ページの下段のほうから23ページの上段にかけての第24条の2第2項になりますが、こちらは特例対象被保険者等に係る申告におきまして、雇用保険法施行規則の一部が改正されたため、雇用保険受給資格通知が発行されるということになりましたので、その分が追加されております。

そのほか規定の整備を行っております。

以上、報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めてお尋ねいたします。

この税条例の一部改正、例年の行事みたいになっているところがありますけれども、専決でいっつもされるということもありますので、きちんと確認をしていきたいというふうに思っております。

第1点目は、今回の上限引上げにおける対象者、収入所得の基準額がどういうふうに変ったのか。現状で従来、値上げ前と値上げ後の対象世帯及び何人いるのか、確認をさせていただきます。

それからもう一方、減免となる被保険者の世帯、人数についても対象が2割と5割ということになるわけですが、引上げ以前と以後についての世帯、人数について確認をさせていただきます。

それから3点目には、4月1日施行ということになりますけれども、その以前に国保運営協議会が行われているというふうに伺っております。その内容の議事録について一応確認させていただきましたけれども、具体的にこの引上げに関する内容というのは議論されていなかったと思います。そういう意味では、国保税や予算も含めてですけれども、国保運営に関わる協議会、ここを経過して進言をいただいた上で、その上で議会にかけられているという手続上がなされておりますけれども、そういう受け止めでいいのかどうか。ちょっときちんと改めて確認をしたいと思っております。

3点です。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点の御質問をいただきました。

最初の部分の限度額を超える世帯数ということでございましたけれども、国保税の限度額につきましては3つの計算がございまして、基本課税分、これが医療分になりますけれども65万円、後期高齢者医療支援分で22万円、介護保険納付分で17万円という課税区分ごとにそれぞれ限度額が設定されております。令和4年度と5年度の限度額超過世帯の比較として説明させていただきますと、医療分につきましては、昨年度が152世帯ございました。今年度が118世帯ということで、34世帯減少しております。それと後期高齢者医療支援分につきましては、昨年度が117世帯、今年度につきましては73世帯で、44世帯の減少と。また介護保険分が昨年度54世帯から、今年度43世帯というところで、11世帯減という形になってございます。

それと併せまして、所得の関係でございまして、税額の計算区分、先ほど言いました3つございます。この全ての限度額を合計しますと104万円という限度額になってございます。

もしその限度額を超える所得を、逆算いたしますと、所得で806万円以上の方々が、その限度額の合計の104万円を超える税額ということになります。

それと、2点目の軽減基準所得の部分でございますけれども、これにつきましては、昨年度と本年度の比較という形になりますけれども、令和4年度につきましては、軽減世帯7割、5割、2割でございますけれども、合計で2,431世帯です。この4年度の全体の世帯数というのが4,200世帯でございますので、軽減世帯の割合としましては57.9%が軽減世帯ということでございました。令和5年度につきましては、軽減世帯の合計が2,395世帯ということになりまして、全体の世帯数が大きく昨年度から減少しておりますが、4,007世帯。軽減世帯の割合では59.8%ということになってございまして、約1.9%軽減世帯が増加しておる状況でございます。

それと、3点目の国民健康保険事業運営協議会に関してでございますけれども、この件につきましては、2月21日に開催をして、議題として上げさせていただいております。全体の御意見としては、やはり上位法の改正に伴いまして条例改正ということでございましたので、特に御意見等はございませんでした。そこで確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それではちょっと改めて、質問が1つ抜けてましたので改めて確認しますけど、専決というのはこの間、先ほど言いましたように毎年のように行っておりますけれども、専決はいつから行っていますかね。

それと、今、御答弁いただいたことの確認ですけれども、所得が104万円の対象となる方は806万円、約ということでしたけど、パターンがいろいろあると思うので、確実にそれだけということではないと思いますけど、大体めどとしてはそのくらいと、所得がそうだということと、世帯数が4,200世帯から4,007世帯に変わってて、減免を受けている方が57.9%から59.8%ということですね。数字の確認だったんで、ちょっと。改めて今言ったように、専決について御答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 専決処分がいつから行われているかということは、すみませんが、今、承知はしておりません。ただ、地方税に関する条例改正につきましては、国会で改正地方税法が成立する時期が毎年3月末ぎりぎりということになることが多いということで、極めて短時間のうちに条例改正作業を行わなければならない。4月1日の施行であるということから、そういうことでこれまでもずっと専決処分で行ってきたのではないかというふうに認識をしているところです。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、いつからか承知していないという答弁でしたね。それはいかなものかなというのが正直なところですよ。市民に対して税を賦課する。これは議会の承認を得るとというのが前提です。だから、専決事項としてなってると思うんです。この間、この件について、昨年も言いました。100万円を超える税金を、そのまま上位法が改正されたから、はい、そうですというのはあまりにも常識というか、あり得ないというふうに私は思いますね。昨年も言いましたけど、上限は当時、私が知っている限りで言ったら60万円ぐらいだったんですよ。それがずっと専決で、多分何十年でしょう。ほかの自治体では臨時議会を開いたり、あるいは、国保税の運営協議会に議員が参加したり、そういった議論をするんですけれども、今回の2月21日の議事録を見てくださいよ。税に関する質問はありませんよ。これは昨年と同じです。それでまかり通るんですか。その在り方が問われていると私は言ってるんです。別に税を賦課することに反対だとか、そういうことじゃないです。そのプロセスが大事だと言ってるんです。そのことをきちんと事務局としては受け止めてほしいということなんです。

そこで、市長にお尋ねします。それは、市長は国保運営協議会の招集者だと思います。そこでお尋ねします。

この間、全国市長会も含めて国の在り方について、この国保税の支援の在り方について決議をされていることが経過としてあります。そういう意味では、うきは市の今、4,007世帯、多分7,000人を超える人数が国保の世帯になると思います。世帯の人口比で25%、世帯数で言えば36%ぐらいだと。そういう意味では、私が言ったように大きな存在だというふうに思います。議会を無視、軽視じゃなくて無視ですよ、これは。市長の答弁を求めたいと思います。

それから、これは改めて議会に諮っていただく改善を求めたいと思います。先ほども言いましたように、きちんとほかの自治体では議論をする、これが民主主義の根幹です。議論をする。それを議論するために議会として成り立っているはずですよ。そこをやっぱりきちんと尊重していただいて、どういう在り方があるのか検討いただきたい。この2点、市長にお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 毎回御指摘をいただいておりますが、国保の事業主体としてはうきは市でありますけれども、議員御承知のとおり、財政運営主体が福岡県になりました。その折、財政的にどう運営するかというのは、常に県と色々な議論をさせていただいているところであります。したがって、今回も親法というか、政令の改正に基づいて専決処分ということになりましたが、どうしても財政運営と直結するような話もありまして、こういう判断をさせていただきました。

もとより専決の在り方については、いろんな議員からの御指摘もあるんですが、地方自治法の

第179条を背景として専決処分をさせていただいているんですけども、決して市長として私の自由裁量ではない。あくまでも羈束裁量に該当する案件ですから、しっかり議会軽視にならないように、内容についてはしっかり判断をしてさせていただいていることだけは申し上げたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 質疑は3回終わりましたが。（発言する者あり）2点目。あとの、今後もうこういう継続をしていくのかどうか、その辺の結論は言えないでしょうけど、何らか。いいですか。（発言する者あり）いえいえ、私がどうこうじゃなくして、2点あってですね、十分じゃないから。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 地方税等に関する条例改正に関してなんですけども、地方団体が任意の規定を設けることができるかどうかというところが大きな点かなというふうに思っております。地方税法に関しては、地方団体が独自性を無条件に認めてしまうと、地域によって税負担のばらつきが大きく生じてしまうというおそれがあります。そういうことから地方税法は、一部の目的税の課税、法定外税の新設とか変更、一定税率以外の税率を採用している税目における税率の決定、それから、あるいは督促手数料の徴収等、そういった部分については、地方団体の自主的な判断に委ねているところがあるんですが、国民の租税負担全体としての合理性とか地方団体間における均衡を図るという観点からは、そのほかの事項については、地方団体が任意の規定を設けることを許していないというような考え方もございます。そういった点もありますので、本当にうきは市として任意の規定が設けられるのかということをきちんと確認しながら、今後、決して議会軽視をしているつもりはございませんけども、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

もう一点、追加で御説明をさせていただきます。

同様の議案を6月議会のほうに上程をされてある自治体もあるというふうなお話があったんですけども、確かにそういう自治体もあるということは確認をしておりますが、4月に遡って適用するというようなことになってまいります。この不利益不遡及の原則というものもございまして、本当に4月に遡って適用することが適当なのか。私は、これはすべきじゃないんじゃないかな。きちんと専決処分のほうが正しいですし、うきは市の場合、6月には国保税の納付書を配布いたします。そのためには4月から準備をさせていただきます。その関係でもう、決して6月上程が正しいとは考えにくいのかなというふうに思っているところです。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 昨年も同じような意見が、質問が出ていたんですけど、先ほどの岩淵議員との関係ですけれども、国保審議会が2月の月末にされたということであれば、その同じ内容を3月議会に提案しなかった、あるいは説明されなかった理由は何なのかをお尋ねいたし

ます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、これは上位法が可決せんことにはどうしようもないき、それを3月という質問はちょっと成立しないと思うんですが、ちょっと待ってください。

石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今回3月議会のほうにというふうなお話でございます。

今回は説明を申し上げましたように、国民健康保険税の改正の場合が上位法に合わせまして、その公布を確認した上で条例改正を行っております。今回は3月31日に公布をされて、翌日の4月1日から施行という形で行っていただきました。当然ながら、その根拠法改正の予定でありますとか見込み等では条例改正行えませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） あと一般質問でもお尋ねしますけれども、新型コロナウイルス感染症のときも専決処分がずっと多かったということでの質問もいたしました。じゃあ、臨時議会を開けばいいんじゃないかというふうに先ほど岩淵議員言われて、私も全く同じ意見です。例年このような形で進んでいるのであれば、3月議会から6月議会までを待たずに臨時議会をする。あるいは、議会のほうの改革として通年議会でも可能なわけですから、その辺は考えていかないと、先日100万円に近い税金を納めてくださいという通知が来た者からすると、何かやはりそこら辺は丁寧にしていかないと、決まったからお願いします、専決処分ですというのは、やはり結果的には議会軽視ではないかと思いますが、その点について、臨時議会等を開く考えは、市長はないのかどうか、確認します。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、3月31日に国が可決をして、明くる日施行される。臨時議会の開きようがないという物理的な制度は理解した上の質問をしていかないと、何もかも広く問えばいいという話じゃないと思うんですが、いかがですかね。これは私は、答えさせるのはいいけど、質問の本旨そのものが議員としてどうかというふうに私は認識をしますからね。制度理論をもう少しきちっと理解した上でやっていかないと、物理的に無理なものをしゃがむにここで聞こうとすること自体がどうかと思いますが、いかがですか。

市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 先ほども少し触れましたけれども、国会で改正地方税法が成立した後、3月末までに臨時議会を開くということは、この国会の成立の時期を考えると不可能ではないかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 法律ですので、最終的には変わることもあるかもしれませんが、

この件に関して言えば、ずっと一定国会ですから、原案ができて委員会で審議され、衆議院、そしてまた参議院に行って委員会、参議院ということで可決になりますから、その大まかなことについては分かっているんじゃないでしょうか。ですから、そのことについて、先ほど言いましたように臨時議会なり通年議会で話し合うということは可能ではないかというふうに思っています。

○議長（江藤 芳光君） いや、いいですかね。結局……。〔「変わった経過があるならば言いませんけど、変わった経過があるんですか」と呼ぶ者あり〕市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 大まかな内容で議案として上程することは、執行部としてはできないというふうに判断しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 討論させていただきます。

先ほど質問させていただいた中身と同様ですけれども、国民健康保険税がほかの医療保険と比較して、極めて高額な税額となっている事実が現状あります。今、被保険者は、自営業者や非正規の労働者、そもそも安定収入や高額な収入が少ない方々への医療保険になります。改めて今回の税制改正に向けて、保険料負担の公平性の確保及び中低層の負担軽減ということで、上限と下限——減免のところですけども、変更されているということです。先ほど市長にも申し上げましたけども、ほかの医療の保険に近づけるために全国知事会や市長会がこの間、意見として上げている。財政支援を求めてきたけれども、十分に対応されていないというのが現状だと思います。

改めて104万円に引上げ、法律で強制的に引き上げるということになりますけれども、この中間的所得水準、私たちも含めてですけれども、被保険者の税額そのものも固定化されるということになるんですね。上限が上がったから、中間層もこうですよというふうになる。保険料の高い水準が固定化される、そういったことになっているのが実態だと思います。

今回、同時に実施される保険料の減免、世帯や個人の均等割と平等割、これが対象になっている。所得割は対象になっていない。そういった、そもそも、先ほども言いましたけど、税率が高くて所得割で言えば40歳以上の方は15%ですね、うきは市の場合は。このような議論、改め

てどの機会にも議論のする場がない。議論を一切行わずに上限額を引き上げる。確かに上位法の改正、公布日と施行日の関係があるかと思えます。その辺に少し改めてどういう対応ができるのかということをお求めましたけれども、回答は基本的にはゼロでした。

以上の理由から、改めて今回の専決処分、承認について反対をいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 続きまして、賛成討論のある方は。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。賛成の立場から意見を述べたいと思えます。

確かに今、8番議員の言われたように、国保税については非常に大きな税金というふうな形で、金額が毎年上がっていくというふうなことで、そういった苦しみについては十二分に私のほうも理解しますし、決してそのことについて反対するというわけではございません。しかしながら、この、やっぱり制度そのものが、先ほど何度も執行部のほうから答弁がありましたように、国の決定というのが3月31日、毎年年度末に行われる。そして、施行については4月1日に施行しないと令和5年度、今年につきましては、その公布を各家庭に通知するに当たって間に合わない。逆に言えば、それをしないですれば、またそれを遡及して、また違った金額でしなければならないというふうな、いろんな理不尽なところも出てくるかと思えます。そういったことを考えますと、確かに議論しても、議論してどうなるというふうな——上位法の改正でありますので、そういった部分を含めると、まずはやっぱりスムーズにこの行政手続が行われるという形をすること、執行部にとっては非常に大事なことではないかなというふうにも感じております。

そういった意味において、毎年のことですけれども、今の国の制度上の関係から行けば、やむを得ない部分もあるのかなというところも含めまして、今回については専決処分すること、承認することについて賛成するものであります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論の方はいらっしゃいますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 先ほど質問いたしましたので、議案に反対する立場から討論に参加いたします。

まず1点目は、専決処分について、先ほど述べましたように非常に多いということです。規則では議会が開かれないとき、あるいは議会で議決しないとき、そして市町村長が議会の議決すべき事件について、とくに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、そして最後に、議会が議決すべき事件を議決しなかったときという形になっております。

上位法の改正が3月31日だから仕方ないんじゃないかという論を述べられましたけれども、じゃあ、情報提供は最低限全協等でのことはできたのではないかと考えております。昨年

同じようなことを述べて、本年度一向にその改善の余地がない。しかも、先ほど言いましたように、議会のほうとしても通年議会等々考えていけば、できることはまだまだたくさんあったのではないかというふうに思っております。したがって、審議会での審議を、意見が出ないような審議会の持ち方の問題点もあるのではないかと思います、議案に対して反対の意見を述べます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 続いて、賛成討論の方、いらっしゃいませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 私は賛成の立場から意見を申し述べます。

この今回の案件について、専決処分を是とするか非とするかというところが論点になっているというふうな認識を持っております。13番議員がおっしゃられたように、法が可決されてから施行されるまでの期間があまりにも短いということ。あと、市長公室長等も述べられたように、法律が制定をされないことには、ここに議案として上げることができないということは、非常に最もだというふうな認識を持ったところでございます。

その中で、また一端として8番議員並びに7番議員がおっしゃられるような、この場において、当然、市民の皆さんに賦課する税でありますから、一定の議論が必要だというようなことも十二分に理解ができるところであります。

ですので、私としては今回、この議案については専決処分をされたことに対して是であると、賛成であるということであるとともに、今回ここまで討論というような議論にもなりましたので、市長におかれましては、全国等の市長会等もあろうかと思えますし、議長におかれましては議長会等もあると思えます。そういったところで、毎年のことですが、もう少し国として早い段階で結論を出せないのかと。我々、この実施する側である自治体や地方議会でも一定の論議をするような時間が取れないのかというようなことについて、上部のほうに申立てをいただければと思うと同時に、我々もそういった権限を持っておりますので、もし今回、反対ということになりませんでしたら、ぜひ今回議論されたような経過を含めて、このうきは市議会としての意見書を出すような準備等も国会や担当内閣等にやるようなことも1つの手段だと思っておりますので、そういったことも申し述べた上で、私は今回のこの内容については、賛成の立場での意見を申し述べさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで討論を終わらせていただきます。

本案は起立により採決をいたします。本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 起立多数です。したがって、議案第26号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩します。0時15分より再開します。

午後0時04分休憩

午後0時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第15、議案第27号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 議案書の23ページをお開きください。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお開きください。

専決第4号の専決処分書です。朗読は省略いたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたため改正し、地方自治法第179条第1項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

では、議案書の25ページと新旧対照表28ページを御覧ください。内容について御説明いたします。

地域未来投資促進法に基づき本条例を制定し、条件に該当する事業者の設置する施設のうち、対象施設である家屋、もしくは構築物、またはこれらの敷地である土地に対して課すべき固定資産税を3か年度免除することとしております。これはもう、前から制度として成り立っております。従来、この当該家屋等の設置期限は、条例にありますとおり、令和5年3月31日としておりましたが、上位法、特に省令なんです、その改正に伴い、設置期限を令和7年3月31日まで2年間延長するものです。なお、該当要件等に変更はないと聞いております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） これも専決ということで、1点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

これに基づいて、うきは市の条例もあるわけです。それに基づいて施行されているというふう
に理解しておりますけれども、今回新たに4月1日から2年間延長というふうにありますけれども
も、延長する理由について、提案は税務課のところですが、実際にここを運用している関
係の所管もあるかと思しますので確認をさせていただきたいと思います。延長する理由について、
1点目をお尋ねします。

2点目は、過去3年間実施してきたということでありまして、事業計画を県に申請して、
承認を得て、この3年間免除された固定資産税の額はどのくらいになるのか、確認をさせていた
だきます。

最後に、この3年間の事業実施の経済効果、これについて地域にどのような効果があったのか。
あるいは波及効果があったのか、確認をさせていただきます。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず1点目に、延長をした理由ということですが、これは上
位法の延長に関する資料が出ておりまして、そこがございます。地域経済がエネルギー価格や原
材料費の高騰等の厳しい経済状況に直面する中、引き続き高い付加価値を生み出す設備投資を促
進する観点から、適用期限を2年間延長する。これに沿いまして改正させていただいたところ
でございます。

2点目になります。この課税免除の実績を申し上げます。まず、平成29年度から該当した事
業者様がございます。それまで、現在まで該当事業者は3事業者になります。減免額というのは
3年間、1年目、2年目、3年目と少しずつ変わってまいりますが、各法人ごとに申し上げます。
まず最初に該当した法人様はもう、その3年間が全て終わっておりますので、総額で免除額
4,454万1,500円となっております。その次に、令和4年度から該当されてある事業者様
がでございます。こちらは令和4年、令和5年度の税額は確定しておりますが、まだ令和6年度は
計算が終わっておりませんので、まだ不確定です。この2年度で、1,870万8,300円の免
除額となっております。最後が令和5年度から適用している法人様ですが、これはまだ令和5年
度の額しか確定しておりません。25万1,700円。総額、約6,350万円ほどの免除額を決
定しております。

最後に、その経済効果ということなのですが、これは大規模な工場が進出したり増設したりす

ることを目的に措置されている事業だと思っております。固定資産税はその中の一部なんですけれども、まさにこの事業を使用して、うきは市に進出してきていただく。あるいは、増設していただく。そのこと自体が経済効果かなと思っておりますし、今申し上げた税額は免除額ですが、これは3年間過ぎた4年目からはこれに近い額を頂けるということですので、それこそが税務課にとっては経済効果だと思っております。そのほか与える効果などについては、都市計画準備課のほうにお尋ねいただければと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） お尋ねします。

うきは市の場合は、投下固定資本額が2億円ですかね。朝倉市とかよその自治体、朝倉市とか宮若市だと、1億円でその対象になるということは、今現在まで3事業者というふうにおっしゃってたので、もう少し同じような規模まで下げる形を取れば、事業者の数を増やせるのではないかなというふうに、かなり素朴な疑問なんですけれども、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 地域未来投資促進法では、設備投資額の下限が1億円、農林漁業等は5,000万円ということで上限が決まっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私がこういった関係にあまり詳しくないので、県のホームページで拝見しましたら、これが割とほかの自治体とかで課税免除になるのが、規模感が比較すると違うような形で私は受け取ったんですけれども、それでは、さっき課長がおっしゃった数字で、ほかの自治体も統一されているということですか。一応そしたら、県のサイトのほうでは、各自治体で優遇制度が多少やっぱり数字が違うようなんですが、こういった形で受け取ればよろしいでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 先ほど投資の下限が1億円と、農林漁業等は5,000万円ということが条件ということです。私の理解では福岡県統一ではないかなとは思いますが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 採決するから、その前に分かりませんか。ちょっと確認取ってください。

それじゃあ、議員の皆さんに、今ちょっと確認しておりますが、時間が12時半になりました。まだ補正予算の専決関係がありますので、ここはちょっと休憩を挟んでやったほうがいいんじゃない

ないかという申入れもあっておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） この確認を、再開するときには答弁をお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩します。1時30分より再開します。

午後0時27分休憩

午後1時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは、先ほど高木議員の質疑に対する答弁を求めます。石井課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 先ほど高木議員からの質問に回答させていただきます。

福岡県のホームページに市町村の税の優遇制度という一覧表がございます。この中にこの地域未来投資促進法を利用して減免している市町村が全部で9市町村ございます。それ以外の市町村については、市独自の優遇制度だと思われまして、うきは市のところを見ますと、取得価格が2億円を超えると記載されておりますので、ここがちょっとどうしてかなとこちらも思っておりますが、これ、1億円の間違いになっておりますので、これは県のほうに訂正をさせていただきたいと思っております。ここ、2億円というのはかなり大きな数字なので、うちのほうも気づくのが遅れまして、申し訳ないと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第27号は承認することに決しました。

日程第16、議案第28号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

ここで、まず企画財政課長のほうからちょっと説明してください。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それではまず、議案書の26ページをお開きいただきたいと思
います。まず、こちらのほうから朗読をさせていただきたいと思
います。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて。

令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分したので報
告し、議会の承認を求め。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

27ページをお願いいたします。

専決第5号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めること。令和5年3月
31日。うきは市長高木典雄。

続いて、令和4年度補正予算書、一般会計（補正第7号）、こちらの予算書の1ページをお開
き願います。専決第5号分でございます。

専決第5号令和4年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,659万円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億9,021万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年3月31日。うきは市長高木典雄。

ここで御説明いたします。

通常ですと、歳出から御説明をさせていただいておりますけれども、本件は歳入額の確定によ
る補正が主なものでありますので、私のほうから歳入、それから歳出の順に御説明させていた
きまして、こちらの予算書の29ページ、歳出の4款衛生費につきましては、保健課長が御説明
いたします。

それでは、予算書11ページをお開きいただきたいと思
います。

各種譲与税、交付金等につきましては、国または県が徴収しました税等に対しまして、法令に
基づく配分率で市町村に交付されるものでございます。年2回ないし4回に分けて交付されてお
りまして、3月が最終交付月となりますので、額の確定に伴い補正を行ったものでございます。

まず、2款1項1目地方揮発油譲与税は281万7,000円の増額補正です。

12ページ、2款2項1目自動車重量譲与税は1,618万9,000円の増額補正です。

13ページ、2款3項1目森林環境譲与税は3万6,000円の増額補正です。

14ページ、3款1項1目利子割交付金は76万3,000円の減額補正です。

15ページ、4款1項1目配当割交付金は654万4,000円の増額補正です。

16ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は629万9,000円の増額補正です。

17ページ、6款1項1目法人事業税交付金は4,700万6,000円の増額補正です。こちらのほうが大変大きな増額補正になっておりますけれども、理由といたしましては、当初予算におきまして、新型コロナウイルスの影響で、かなり手堅く予算のほうを見積もっていたものに加えて、令和4年度におきまして、交付金の算定様式が変更になっておりまして、そのような要素を当初予算編成段階では加味できておらず、結果的に大幅な増額となったものでございます。

続きまして18ページ、7款1項1目地方消費税交付金は1億2,582万5,000円の増額補正です。こちらも大変大きな額の増額補正となっておりますけれども、こちらの理由も同様でして、当初予算編成時にコロナ等の影響でかなり手堅く見積もっておったため、多額の増額補正になっておるところでございます。

19ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は574万4,000円の増額補正です。

20ページ、9款1項1目環境性能割交付金は200万6,000円の増額補正です。

21ページ、10款1項1目地方特例交付金は172万8,000円の増額補正です。

22ページ、10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、1万2,000円の増額補正です。

23ページ、11款1項1目地方交付税は、特別交付税3億1,948万7,000円の増額補正です。

24ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金は40万円の減額補正です。

25ページ、15款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金522万円の増額補正です。昨年度実施しました物価高騰対策事業に係る交付金でございまして、令和5年3月17日に交付決定を受けたものでございます。

26ページ、18款1項2目指定寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税分430万円の増額補正となります。

27ページ、21款5項2目過年度収入は、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金2,454万円の増額補正です。令和3年度の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金の交付額決定に伴い、追加交付を受けるものです。

続きまして28ページ、歳出になります。

2款1項7目財政調整基金費4億5,553万6,000円の増額補正です。内訳といたしまし

て、公共施設等整備基金に公共施設の計画的な整備促進を図るため4億4,760万円。ふるさと・まごころ基金に企業版ふるさと納税のうち、ラグビータウンプロジェクト分として790万円。森林環境譲与税基金の3万6,000円は、予算書13ページ、森林環境譲与税の収入額に合わせて積立てを行うため、県予算の不足分を増額するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 29ページをお願いいたします。

4款1項2目22節償還金、利子及び割引料1億3,179万7,000円でございます。令和2年度から令和3年度の事業実績に基づく国への返還金でございます。返還金の内訳は、配付資料で御説明させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業精算一覧表を御覧ください。縦軸の上段が国庫負担金で、下段が国庫補助金で、横軸が年度となります。年度の下括弧内は、国の予算区分となっております。国庫負担金、国庫補助金、それぞれ国の予算区分ごとに、上から交付決定額、精算額、返還金額を記載しております。

予算書の1行目の過年度国庫補助金の返還金は、表の右端下段Aで、合計1億1,156万3,000円。2行目の過年度国庫負担金返還金は、表の中ほどのBで2,023万3,540円です。下のほうに記載しておりますけれども、国庫補助金と国庫負担金の交付決定額合計は3億7,504万6,000円です。これに対して、精算額合計は2億6,778万9,678円です。新型コロナウイルスワクチン接種は、これまで誰も遭遇したことの無い接種体制の確保を行うもので、未知なる取組でございました。初めてのコロナワクチン接種で、まず、各ワクチン接種の接種者の見込みが難しかったことに加えて、年度途中に度重なる予防接種法の改正があり、明確な接種計画が見通せず、想定外の対応も予測されました。市民に対して安全・安心、迅速に、さらに不測の事態に備えてワクチン接種を進めていくために、市の持ち出しがないよう、十分な国庫補助金を確保したところですので。結果的には市職員、浮羽医師会をはじめ、従事者、市民の皆様の御協力により接種計画の確保や運営が適切に進んだことから、このような返還額となりました。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、30ページでございます。

8款5項1目公共下水道費は財源組替えです。予算書25ページの歳入の地方創生臨時交付金の物価高騰対策事業として実施をいたしました下水道使用料減免に充てるため、一般財源として繰り出したものを国県支出金に組替えをするものでございます。

31ページ、13款1項1目予備費は2,074万3,000円の減額になります。歳入歳出予算の調整でございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 歳出について、確認だけお願いしたいと思います。

28ページですけれども、公共施設等整備基金に4億4,760万円ということで積み立てるということになりますけれども、先ほど説明の中で、今後の計画との関係で積み立てるというふうに説明がありましたけれども、具体的に判断した根拠というのをお示し、確認したいと思っています。この間、総務産業常任委員会でも調査を行って、個別の改修計画について委員会調査を行ってきたわけですけれども、なかなか事業計画が示されていないというのが実態ではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、改めてこの4億円を超える金額を基金に繰り入れ、そして、どういう支出計画があるのかというのを、概略で結構ですけれども、御説明いただければありがたいなというふうに思っています。

それから、そういう意味で言うと、基金がどこまで積み増していくのかという今後の計画等がありましたら、改めてその辺もお示しいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 2点、御質問のほうをいただきました。

まず1点目の公共施設等整備基金のこれからの計画等、そういったものがあるのか。今後の今回積み立てた分につきまして、どういった計画があるのかというふうな御質問かと思えますけれども、今後、市の大きな事業といたしまして、現在ある既存施設の建て替え等はもちろんのこと、様々な公共施設の施設更新、あるいは改修に投資をしていくことがあろうかと思えます。大きなものとしたしましては、うきは市消防署出張所の建て替え、それからまだ決定はしていませんけれども、将来的なごみ処理施設の問題、それから上水道施設をどうするかというところも、これから考えていかなければならない問題だと思っております。そういった大きな状況にも対応できるようにということで、今回、公共施設の基金のほうに積立てをさせていただいたところがございます。

それから基金の積立て、どこまで積み立てればよいかというふうな御質問ですけれども、具体的にどこまでというふうな計画はつくってございません。その時々々の歳入歳出の状況に応じまして、こういった譲与金が発生した場合には、そのときの必要な基金、これからどういった事業が出てくるのかというところを考えながら基金のほうに積立てをしておきまして、今後におきましても、そういった状況状況において基金を積み立てていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ありがとうございます。改めて、具体的にお示しいただいたのが3点か4点ぐらいあるわけですけども、その辺については、引き続き委員会を含めて調査させていただきたいというふうに思っております。

そこで、累計の数値がどこまでいってるかというのを確認、1点したいということと。

それから、昨今の物価高騰関係のところ、全国的にはいろいろ子供の支援策等について、るる支援を行っているところもあるわけでありまして。そういう意味では、そういった使い方等について、市民のための具体的な施策に今回、補正ということで確定ということで令和4年度されていますけれども、それを財源にして、今後引き続き検討を改めてお願いをしたいというふうに思っていますけれども、その辺に対する所見があれば伺いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） まず1点目の御質問、基金の累計額でございます。

主立った大きな基金で申し上げますと、令和4年度末の現在高と見込み額でございます。財政調整基金のほうは55億7,268万円の残金ということになっております。それから、公共施設等整備基金のほうは24億9,526万円の残高となっております。それからあと、今回出ておりましたふるさと・まごころ基金につきましては4億4,344万円の残金となっております。

これからの基金の活用でございますけれども、財政調整基金以外につきましては、目的が定められた基金として設置をしております、その事業のために基金積立てをしておるところでございます。今後、そういった新たな事業、取り組むべき事業が出てきまして、基金創設が必要だということであれば、またその時点で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねします。

1点目は、今の岩淵議員と同じなんです、公共施設等の整備基金で55億7,000万円近くあるということで、浮羽消防署とごみ処理と上水道がありました、先日、うきは市にお住まいの先輩の方から、浮羽中学校見たことあるねというような感じの指摘を受けたと思いますし、過去やってきましたが、この公共施設等整備計画の中には、浮羽中学校の建て替え、改修等が入っていないのか、1点お尋ねいたします。

それから2点目が、ふるさと・まごころ基金でラグビータウンということで、こちらも上がっておりますが、これは使い道がある程度決まっているのかどうか。関連しまして、26ページに戻って、まち・ひと・しごと創生寄附金について、企業版ふるさと納税ということでしたが、こ

れはほかのふるさと納税と違って仲介業者等はなく、もうこの寄附金全額がこのまち・ひと・しごと創生の基金に積み立てられているのか、確認させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） まず1点目の浮羽中学校の施設改修について、公共施設の総合管理計画に入っているのかというふうな御質問でございますけれども、ちょっと私のほうは詳細確認をしてございませんで、基本的に公共施設等総合計画につきましては、市が所有しております施設等の、そういった建物等が含まれておりまして、それにちょっと学校のほうが入っているかどうかにつきましては、また後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、まち・ひと・しごとの寄附金でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども御説明いたしましたように、企業版ふるさと納税の分でございます。こちらにつきましては、基本的には市外の企業様のほうから御寄附をいただいております。そのうちラグビータウンプロジェクト分につきましては、その用途を企業のほうから示していただきまして、その分につきましては、別途ふるさと・まごころ基金のほうに寄附金を積み立てております。それ以外の寄附につきましては、通常の事業といたしますか、市が取り組んでおります様々な事業に活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 浮羽中学校の老朽化に関しましては、十分に認識をさせていただいているところでございます。今後、確実な方針というのは、まだ定まっておりませんが、大規模な改修が必要なのか、それとも建て替え等が必要になるのか、将来的な生徒数の推移なども考慮しながら、その辺を今後十分に検討していく必要があるかと思っております。

それから、2点目のふるさと・まごころ基金の積立てに関しましては、ラグビータウンプロジェクトに関する寄附なので、これは一旦基金に積み立てた後、令和5年度ラグビータウンプロジェクトの推進に活用していくということになっております。

以上です。（発言する者あり）企業版ふるさと納税については、ラグビータウンプロジェクトに関しての寄附のみ積立てをさせていただいて、活用させていただいておりますので、その他の寄附金についてはその年度に各種事業等に充てさせていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目の浮羽中学校の関係ですが、方針は定まっていないので、今後、生徒数の推移などを見守りながらということですが、これはいつまでにそのような計画を立てる予定なのか。整備基金はどんどん積み立ててありますし、浮羽中学校は年々悪くなっているというか、古くなっていますので、その計画はいつまでかというのを1点お尋ねします。

それから2点目は26ページ、ふるさと・まごころ基金が企業版の場合、例えば1,000万円あったら、それは1,000万円全て基金に行くのか。それとも個人分で言うと、3割が返戻金、それから手数料が1割その他もろもろで、結果的に半分ぐらいしか実際ありませんけど、このふるさと・まごころ基金は全て、企業版は全ての金額が収入と捉えてよろしいのでしょうかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 1点目は学校教育課のほうから答弁をさせていただきます。

2点目の件なんですけども、個人版のふるさと納税も寄附金があったものは全額基金に積み立てております、ということですね。それから企業版のふるさと納税、これも寄附があったものは全て基金に積み立てさせていただいて、翌年度以降、当該事業に充てさせていただいておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課長の井上でございます。

1点目の浮羽中学校の今後についての改修なりという計画はいつまでにということでございますけれども、今現在でいつまでにというふうにはまだ予定を立てておりませんが、議員のおっしゃるような老朽化が進んでおまして、それについては、早急にまた考えていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は承認することに決しました。

日程第17、議案第29号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、議案書28ページをお願いいたします。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、29ページをお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めること。令和5年4月1日。うきは市長高木典雄。

続きまして、令和5年度補正予算書（第1号）、左上に令和5年4月1日専決第6号と書かれた分の予算書、こちらの1ページをお開き願いたいと思います。

専決第6号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,416万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億5,016万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年4月1日。うきは市長高木典雄。

今回の補正予算につきましては、4月12日の全員協議会で御説明申し上げましたように、国の方針の下、予防接種法上の特例臨時接種の実施期間を延長しまして、令和5年度においても新型コロナウイルスのワクチン接種を継続するための予算でございます。令和5年度に実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業において、8月まで行うワクチン接種に関する費用を計上するものでございまして、年度当初から接種準備にかかる必要があったことから、地方自治法第179条の規定により、専決処分を行ったものでございます。

それでは、まず初めに歳出について説明いたします。11ページをお開きください。

4款1項2目予防費5,416万4,000円の増額補正です。全てワクチン接種に関する費用でございますが、主なものといたしましては、1節会計年度任用職員報酬2名分175万

8,000円、12節新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,234万2,000円は8月までの個別接種及び集団接種の委託費用でございます。

12ページに移りまして、同じく12節新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料2,432万4,000円は、予約コールセンター及び集団接種会場における業務支援に係る費用でございます。その他、ワクチン接種に係る費用を計上しておりますところでございます。

次に、給与費明細書でございます。13ページをお願いいたします。

まず特別職分といたしまして、その他の特別職であります予防接種健康被害事故調査委員会委員の報酬を8万1,000円増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

一般職員分といたしまして、時間外勤務手当を90万円増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

会計年度任用職員2名増分でございます。報酬175万8,000円、期末勤勉手当22万円、共済費31万円、合計228万8,000円増額補正を行うものでございます。

続きまして9ページ、歳入になります。

15款1項4目保健衛生費国庫負担金1,366万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

続きまして10ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金4,050万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず1点目が11ページ、12節委託料、保健情報システム改修委託料でまた100万円が上がっておりますが、この委託先をお尋ねいたします。

2点目、12ページ、コールセンター等施設設置料ということですが、コールセンターにつきましては、マスコミ等で今にぎわせてますように、そもそもいないコールセンターの人数を水増ししていたという案件がありましたが、このようなことはないという確認でいいのか。あるいは、そのチェック体制はどのようにされているか、お尋ねいたします。

3点目14ページ、最後に超勤手当90万円を計上されましたが、これは何人分の何時間という積算根拠をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 新型コロナウイルスワクチン接種の保健情報システムの委託先につ

いてでございますけれども、行政システム九州株式会社のほうに委託をしております。

2点目の予約の過大請求の点でございますけれども、コールセンターの運営、予約システム管理、集団接種会場での出口業務は、名鉄観光サービス株式会社に委託をしております。委託契約の仕様書において、委託業者は人員配置計画を作成し、実績に基づき人員派遣分の単価により請求することとしております。委託業者から派遣されるスタッフは、ワクチン対策室の職員が執務するワクチン室内にてコールセンターの運営、予約システム管理を行っております。集団接種会場への人員派遣も確認ができております。実態は把握できておりますので、報道が出ているような事象は、本市ではありません。

時間外勤務の積算でございますけれども、30時間の3人分で5か月分で予算計上を行っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 3点お尋ねします。1つはお願いがあります。

11ページのところの11節役務費のところの保険料という書き方をされているんですけども、この保険料という名前、改めて予算書を今年のやつも含めてずっと見たんですけども、具体的に自動車損害保険だとか、あるいは火災保険だとか、いろいろあると思うんです。そういう書き方をしている部分もあったり、ただ単に保険料と書いてあったりしているんですね。ここをちょっと統一的に固有名詞というか、そういうのが分かるように示していただければありがたいと思います。したがって、今回のここの保険料というのは、何の保険料か確認をしたいと思います。

それからもう1点、12節のところの委託料の11ページのところの委託料ですけども、保健情報システム改修委託料、今100万円ということで、先ほど7番議員がお尋ねしたと思うんですけども、前回、前年のシステム改修のときは57万円ぐらいだったと思うんですけども、今回100万円ということで、何をどういうふうに変えているのか、ちょっと確認をしたいと思いますので、御説明いただければありがたいと思います。

それから、12ページですけども、同じ12節になりますけれども、一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料2,432万4,000円ですけども、これがコールセンターと接種派遣の人員ということですけども、算定の内訳を教えてくださいたいと思います。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございました。

1点目の保険料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる医療従事者向けの傷害保険料になります。傷害総合保険のほうに加入をしているところです。

それから2点目の保健情報のシステム改修につきましては、今回は6回目以降のワクチン接種対応等に係る健康管理システムの改修で、4月に改修し、8回目まで改修のほうができているのでございます。8回目までです。現在49万5,000円で改修のほうできております。現在、多い方でも6回目ワクチン接種が済んでいますが、さらに法改正等いろいろございますので、今後、改修が必要かもしれないので100万円計上をしているところでございます。

それから、3点目の委託料の件でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業業務委託料でございますが、名鉄観光サービス株式会社に委託をしております。コールセンターの運営、予約システム管理、集団接種会場での出口業務、人員派遣分の単価により請求となっております。予約システムの管理責任者1名、コールセンターのスタッフ7名、接種情報及び予約管理業務、集団接種時のシステム担当1名の人件費等及び予約管理ソフトデータ連携の更新費用が積算となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 予算書、11節役務費の保険料の表示方法でございますけれども、今後何の保険料か分かるような形で表示をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は承認することに決しました。

日程第18. 議案第30号

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

説明を求めます。高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、予算書30ページをお願いいたします。

議案第30号専決処分の承認を求めることについて。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、31ページをお願いいたします。

専決第8号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めること。令和5年4月12日。うきは市長高木典雄。

続いて、令和5年度補正予算書（第2号）、左上に令和5年4月12日専決第8号と書かれた予算書の1ページをお願いいたします。

専決第8号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,574万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億9,591万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年4月12日。うきは市長高木典雄。

この分の補正予算につきましても、去る4月12日の全員協議会で御説明申し上げましたように、昨今の物価高騰に対し、その影響を特に受けます低所得層の子育て世帯に対しまして特別給付金を給付することにより、生活そのものの支援を行うものでございます。18歳までの子供を扶養するひとり親世帯と住民税非課税世帯を対象に、児童生徒1人当たり5万円を給付するものでございまして、早急に支給する必要があったことから、地方自治法第179条の規定により専決処分を行いまして、5月31日に支給を行っているところでございます。

それでは、歳出のほうから説明をいたします。最終ページの10ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費4,574万6,000円の増額補正です。主なものといたしましては、12節システム改修委託料53万7,000円、18節子育て世帯生活支援特別給付金の低所得ひとり親世帯分として、1人当たり5万円の給付の500名分で2,500万円。子育て世帯生活支援特別給付金のその他低所得子育て世帯分として、1人当たり5万円給付の400名

分で2,000万円。合計900名の児童生徒分4,500万円を計上しております。人数の算定につきましては、令和4年度に行いました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の実績を元に算出しております。

続きまして9ページ、歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金4,574万6,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金補助金でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 4月12日に全員協議会で提案があった中身についてだと思えます。それで、2点ほどお尋ねします。

既に先ほど説明にありましたように、5月31日に支給ということでもありますけれども、申請及び振込の状況について、確定値を改めて確認したいと思いますので、その明細について御報告をお願いいたします。

それからもう一点、10ページのところでシステム改修委託料53万7,000円となってまじたけども、当初4月12日の資料には、その他ということでシステム改修委託料がありましたけれども、それがなくなった理由について確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

5月31日に支給をしております申請件数、内訳につきまして御説明させていただきます。

まず、低所得のひとり親世帯に対しましての受給者254世帯に対しまして、児童数は419名でございます。あと低所得の子育て世帯につきましては受給者163名、児童数でいきますと341名の方に支給しております。こちらにつきましては、低所得のひとり親世帯につきましては、令和5年3月の児童扶養手当を受給された世帯に対しましてを対象に支給をしております。また、令和4年度の低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方に対しまして、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しまして支給をしているところでございます。

システム改修のところの点なんですけど……。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 4月12日に全員協議会で御説明をさせていただきまして、その全協終了後にシステム会社のほうから金額が変更になるという連絡を受けて修正をさせていただ

いております。システム会社のほうも、なかなか緊急の案件で正確な数字を出すことができなかつたのではないかとこのように判断をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そんなにしつこく聞くつもりないですけども、ただそういう経過があれば、それはそれとして、4月12日に専決の確認をしたわけですので、金額的にもちょっと金額が違うということもありますけれど、それは対象人数が変わったということもあるだろうと思っておりますけれども、そういった点ではきちんと報告をするようにお願いをしたいというふうに思います。

以上です。これは要望です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1点目は先ほどの岩淵議員と同じなんですが、実績が述べられましたけれども、これは例えば、DVとかいろんな様々な理由で支給に至っていないという、そういうものはないのかどうか。あるいは、つかんであるのか。あるいは、どうつかもうとされてあるのかというのが1点です。

2点目は、システム改修は先ほど言いましたように、この委託先は、また行政システム九州という確認でいいのか、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 先に、システム会社につきましては、行政システム九州でございます。

DV等の把握でございますが、今回につきましては、DV関係の申請については、今回は把握しておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） マスコミでこれだけいろいろ取り上げられていますので、せっかくの支給給付金ですから、やはり該当する世帯、あるいは子供に確実に行くような取組をさせていただきたいと思いますが、今回を含めて、そのようなDVを含めた様々な課題についてはどのように取り組んでいかれるのか確認します。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） DV等の取組につきましては、今回の関係機関また情報、把握に努めながらやっていきたいと思っております。今回につきましては、あくまで前年度にこういった対象、過去に児童扶養手当またはそういった給付金を支給した世帯が対象となっておりますので、令和4年度の実績に基づきまして支給させていただいたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 内容のある質問をお願いします。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私は内容があるものとして質問をしております。

先ほどから今回については令和4年度低所得等の実績に基づいて行ったということであつたら、システム改修は要らないんじゃないかなと思いますが、この辺の関係をもう少し詳しく確認させてください。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） システム改修は支給日とか対象の年齢の方というのが、条件が変わってきた場合にシステム改修が必要になっております。そういったものに対してのシステム改修が必要でございましたので、システム改修の取組をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は承認することに決しました。

日程第19. 議案第32号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、議案第32号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書39ページをお開きください。

議案第32号令和5年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。第1款下水道事業収益、補正予定額282万7,000円の減、計14億6,415万9,000円。第1項営業収益、補正予定額4,100万円の減、計4億4,809万4,000円。第2項営業外収益、補正予定額3,817万3,000円の増、計10億1,606万5,000円。

支出の部です。第2款下水道事業費用、補正予定額90万2,000円の増、計13億4,977万8,000円。第1項営業費用、補正予定額90万2,000円の増、計11億9,075万円。

第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5億121万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,899万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3億2,221万6,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。第3款下水道事業資本的収入、補正予定額2,280万8,000円の減、計8億4,125万3,000円。第1項企業債、補正予定額790万円の減、計3億2,430万円。第3項補助金等、補正予定額1,490万8,000円の減、計3億8,342万9,000円。

支出の部。第4款下水道事業資本的支出、補正予定額2,281万6,000円の減、計13億4,246万6,000円。第1項建設改良費、補正予定額2,281万6,000円の減、計7億2,701万9,000円。

40ページをお開きください。

第4条、債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

吉井浄化センター建設工事委託料。補正後の限度額12億481万6,000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業。補正後の限度額3億1,860万円。令和5年6月16日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、41ページをお開きください。

補正予算実施計画です。内容につきましては、先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

資本的収入及び支出。

収入の部です。1款1項1目下水道使用料4,100万円の減です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した独自支援策として、下水道使用料金の1か月分を全額減免

するものです。なお、今回、下水道未加入世帯に対しては、別個にくみ取り費用等の費用の一部について助成が行われます。

1款2項2目他会計補助金3,817万3,000円の増。下水道使用料減免分と通知用のはがきの印刷代と郵送料の一般会計からの繰入れです。

支出の部です。2款1項5目総係費90万2,000円の増。内訳は、減免処理通知用のはがきの印刷代10万円と郵送料80万2,000円です。

続きまして、42ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。本年度の社会資本整備総合交付金について、当初予算額と内示額に差額が生じたため、補正を行うものです。

収入の部です。3款1項1目企業債790万円の減です。内訳は、山北地区污水枝線整備分が250万円の増、また吉井浄化センター建設工事委託分が1,040万円の減となります。

3項1目国庫補助金1,490万8,000円の減です。内訳は、山北地区污水枝線整備分が250万円の減、吉井浄化センター建設工事委託料分が1,240万8,000円の減となります。

支出の部です。4款1項2目処理場建設改良費2,281万6,000円の減です。内訳は、吉井浄化センター建設工事委託料分1,240万8,000円の減額となります。当工事の水処理、汚泥、電気の部門については、令和5年度から令和6年度までの2か年で実施することにしております。当初予算では、本年度が1億4,000万円、債務負担行為分として1億8,200万円、合計13億2,200万円を計上しておりました。今回、社会資本整備総合交付金の内示額が1,240万8,000円減額となりましたことに伴い、本年度分の工事委託料を2,281万6,000円減額の上、同じ額を債務負担行為として振り替え、次年度に実施することとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） まず、収益的収支のことでちょっとお尋ねします。一般会計から3,817万3,000円を負担金として繰り入れているわけですがけれども、計算上は4,100万円の営業マイナスを含めているわけですので、差額が282万7,000円残るわけですがけれども、ここまでの負担を一般会計から繰り入れなかったのか。その部分を確認させていただきたいと思えます。

それから2点目は、今最後に説明ありましたがけれども、吉井浄化槽処理センターの建設委託料というのが、当初と内示の金額の差によるものということで伺っておりますけれども、説明がありましたけれども、減額された理由が分かれば教えていただきたいのと、整備計画が令和5年か

ら6年ということで御説明ありましたが、昨今の機材不足も含めて、少しは解消されているのかと思うんですけども、その計画との関係で遅れを生じないのかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 岩淵議員のほうから2点、御質問をいただきました。

まず1つ目が、下水道の繰入金の方でございます。おっしゃっていただきましたように、減免としましては4,100万円の減免をさせていただきます。それに対して、一般会計からの繰入れが3,817万3,000円ということでございます。この額は、消費税相当分でございます。今回の国庫補助金のほうの対象が、そういった消費税のほうまで含まれないこととなりますので、その分を外しているということでございます。

それから、2点目の吉井浄化センターの方でございます。現在3池目、3つ目の沈殿池を作っております。併せて今、汚泥の脱水のほう、汚泥脱水車という車両のほうでやっているのを、建物の汚泥脱水棟を造ってやるようにしております。その建設工事を令和4年、5年、6年度の3か年にまたがってやらせていただいております。それで財源としましては、国のほうの——社交金と言っておりますけれども、社会資本整備総合交付金のほうを大きな財源としております。要望を行っておりますけど、福岡県、各都道府県にどんと1本来まして、そこでいろんな各地の下水道関係の事業に振り分けていかれますので、要望はもちろんやるんですけども、なかなか思ったように当年度に来ない場合がございます。この事業は来年まで続きますもので、なるべく国庫補助金を充てようということで、先送りさせていただいた部分が一部出て、申し訳ございませんけれども、その分は来年しっかりやらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わらせていただきます。

お諮りします。議案第32号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第20. 請願・陳情の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって、所管の委員会に付託をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会とします。

連絡をいたします。明日6月17日から6月18日までは休会とし、6月19日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時42分散会
